

RG 救対

ニュース No. 7

1977. 11. 10

狭山差別事件上告棄却決定を弾劾する／ 共産主義者同盟（R G）中央委員会 …………… 2

日本赤軍のハイジャックによる同志奪還闘争を支持する 共産主義者同盟（R G）中央委員会 …………… 7

R G 被告団闘争報告 意見 表 明 坂井与直 …………… 9

ハンス ト 宣言 …………… 12

爆取三条デッチ上げ公判報告 …………… 15

意見 陳 述 書 …………… 26

” …………… 我妻正美 …………… 32

連載(二) 政治警察の尾行等に関する報告 西崎 三重子 …………… 41

われわれと連絡をとる方法 注意についての読者との通信 …………… 45

「赤報」総目次（第一号～第二十二号） …………… 46

狭山差別事件上告棄却決定を弾劾する

共産主義者同盟 (R.G.) 中央委員会

八月九日最高裁第二小法廷は狭山差別事件に対する上告棄却の決定を下した。我々はこの決定を憤怒をもって弾劾する。

最高裁は、口頭弁論、事実審理を拒否し、職権で調査したとうそぶきつつ、狭山事件に関する差別捜査、差別裁判はなかつたと居直つた。最高裁は弁護団の上告趣意書・補充書を無視し、第二審寺尾判決を追認し、「総合的評価」といつた詭弁を弄しながら、石川一雄被告の有罪を認定した。最高裁のこの「決定」は、三里塚鉄塔抜き打ち撤去、東山君虐殺にひき続く、帝国主義ブルジョアジーのプロレタリアート人民に対する反革命的挑戦である。自覚したプロレタリアートは、階級的憤激をブルジョアジーとその手先達にたたきつけ、彼らを打倒する闘いに立ちあがらなければならない。

「記録を調査しても、捜査官が所論の理由により被告人に対し予断と偏見をもつて差別的な捜査を行ったことをうかがわせる証拠はなく、また原審の審理および判決が積極的にも消極的にも部落差別を是認した予断と偏見による差別的なものでないことは明らかである。」最高裁はこううそぶいている。しかし、狭山事件における被差別部落への集中的見込捜査、石川一雄氏に対する別件逮捕と拷問、嘘と甘言による自白の強制と誘導、数々の証拠のデッチ上げは明らかである。検察官の証拠請求に対してはのべ四五名の証人を採用しながら弁護人の証拠請求に対してはことごとく却下し、情状にかぎつてわずか四名の証人を取調べたのみで、たつた十回の事実

審理、わずか六ヶ月の早さで死刑判決を下した一審内田判決、それを追認し合理化した二審寺尾判決が、警察の差別捜査を擁護し、ブルジョアジーの階級的要請に従つて石川一雄氏を生けにえにするものであつたことは明らかである。

一九六〇年安保闘争におけるプロレタリアートの闘いから教訓を学びとつたブルジョアジーは、一九六二年から六三年にかけて警備公安警察の強化を急速に押し進めつつ、日韓基本条約の締結にむかつて進んでいた。一九六三年三月に発生した吉原ちゃん事件にひきつづく五月の狭山事件における犯人とり逃しと中田善枝さんの死体となつての発見は、警備公安警察の強化を刑事警察に対して優先させていた池田政府に対する世論のごうごうたる非難をまきおこした。ブルジョアジーは狭山事件を契機として、刑事警察の強化をもちかつていつたが、ブルジョア国家が社会一般の利益を代表しているという見せかけを維持し、警察がブルジョアジーに奉仕する武装した人間の特殊な部隊ではなく、社会一般の秩序を維持するものであるという見せかけをたもつためには、何としてでも「生きた犯人」をデッチ上げることが、当時ブルジョアジーにとつて階級的な要請として絶対的に必要であつた。善枝さんの死体に抵抗のあとがないことから当初は面識者の犯行とされていたにもかかわらず、篠田国家公安委員長の「犯人は知能程度が低く土地の事情にくわしい者」「犯人は二〇万円は大金だと考える程度の生活をしている」といつた発言のもと、警察は狭山市の二つの被差別部落に対する集中的な見込捜査を開始し、部落差別の結果五月一日のアリバイを証明する

ことの困難だつた石川一雄氏を別件逮捕するに至つたのである。逮捕されて以降一ヶ月間否認を続けた石川氏に対する警察の拷問、「十年で出してやる」という甘言や石川氏の兄六造さんの逮捕をほめかしての脅迫、石川氏を屈服させた後のかばん、腕時計、万年筆の「発見」のデッチ上げ等々は、すでに暴露されている。ブルジョアジーはその国家権力が自らのプロレタリアートに対する階級支配の道具にすぎないことがあらわになることを恐れ、自らのプロレタリアートに対する政治支配の亀裂を防ごうとしたのであり、そのため部落差別を利用し、石川氏を毒牙にかけたのである。警察、検察、拘留所、裁判所は一体となつてこの階級的犯罪を遂行した。

今回の最高裁の上告棄却決定は、ブルジョアジーとその国家が、自己の階級的犯罪が暴露されるのを阻止するために、どのような反革命的決意でぞんできているかを示すものであり、狭山闘争を軸にして急速に形成されてきた一般民労働者と部落民労働者との階級的結びつきの深まり、共同闘争の拡大に恐怖し、この闘いを圧殺しようとするブルジョアジーの反革命的挑戦である。自覚したプロレタリアートは最高裁決定に示されたブルジョアジーの反動的居直りを暴きたて、狭山闘争の更なる強化をもつて今度形成されている日本帝国主義ブルジョアジーの階級支配の亀裂を押し広げていくための一つのテコとし、ブルジョアジーの攻撃を断固としてはねかえし、労働者階級の経済的解放のための闘争と部落の解放のための闘争とを不可分に結合させ、ブルジョアジーの打倒にむかつて進まなくてはならない。

石川氏有罪の証拠の一つとされていられるスコップに付着している赤

土は死体をうずめた穴附近に新しく掘つた穴から採取されたときれる赤土とは異なるものでありスコップのデッチ上げは明らかであること、脅迫状の筆跡と石川氏の筆跡とは異なること、五十子米屋から配布された手ぬぐいを入手する可能性は石川氏になかつたこと、佐野屋付近の畑の中から採取された足跡は十文三分の地下足袋のものであり、石川氏方から押収された九文七分の地下足袋とは異なること、石川氏方から「発見」された万年筆のインキはブルーブラックであり、善枝さんの日記にあるライトブルーのインキの跡とは異なり、万年筆のデッチ上げは明らかであること、石川氏の強制された嘘の自白では扼殺とされているが実際は絞殺であること、善枝さんは死亡直前に強姦されたのではないこと、調書図面の筆圧痕によつて石川氏の自白が警察の誘導に従つたものであることは明らかであること等々、石川氏無実の証拠は数多くあげられる。

「一部に証拠上なお細部にわたつては説明されない事実が存在することもあるが、それらの事実について何ら触れることもなく、「総合的評価」の名にかくれて寺尾判決を追認して居直つた最高裁を、すべからぬ最高裁は帝国主義ブルジョアジーの忠実な番犬としてのその役割を果たしたのである。八月三十日狭山弁護団は東京高裁に対して再審請求を行つたが、部落解放同盟は次のように狭山闘争完全勝利への決意を表明している。「この再審段階の闘いは、これまでの一審浦和地裁、二審東京高裁、上告最高裁の全てを糾弾する、まさに狭山差別裁判糾弾の闘いであり、」「部落の解放なくして労働者の解放なく、労働者の解放なくして部落の解放はない」という言葉を今こそ反差別の共同闘争の中に生かし、必ずや差別裁判を打ち破り

部落の完全解放、労働者人民の解放を、ともに闘いとらうではありませんか」(八月二三日狭山差別裁判糾弾中央総決起集会基調報告) 我々はこの部落解放同盟の提起する闘いの方向を基本的に支持する。狭山闘争完全勝利の方向は、ブルジョアとその国家が被差別部
民をいけにえとして行つた階級的犯罪の内実をより広範なプロレ
リアート人民がしつかりと見抜き、ブルジョアに対してする非和
解的な闘いに決起していくことによつて切り開かれるであらうし、
労働者階級の経済的解放のための闘いと部落解放のための闘いとが
不可分に結合され、自覚した一般民労働者と自覚した部落民労働者
とを中核としたすべてのプロレタリアート人民が、ブルジョアと
その国家の打倒にむかつて決然として進んでいく中で闘いとられ
てであらう。

過剰生産恐慌にあえぎ、帝国主義列強との争闘戦を続けながら、
朝鮮南半部への侵略、反革命を強化している日本帝国主義は、社会
排外主義と帝国主義的労働運動を育成しつつ、部落差別をプロレタ
リアートに対する経済的支配の永続化のために利用している。資本
の集中、集積、現役労働者に対する過度労働の強制とともに、多く
の部落民を停滞的慢性的失業者の地位におしとどめ、部落を劣悪な
生活実態におしこめ、部落差別を強化することは、今日、資本の搾
取欲および支配欲にもとづくブルジョアの必然的行動となつて
いる。「部落地名総鑑」の七種類もの確認、それらを購入した企業
の居直りと広域暴力団との結びつき、一九七九年三月に期限のきれ
る「同和对策事業特別措置法」の政府による打ち切り策動、一兆円
以上にのぼる事業の積み残し等々はその例であり、今回の最高裁の
狭山差別事件上告棄却決定もまた、このような階級の相互関係にお
いて、ブルジョアがプロレタリアートの隊列の中に分裂をもち

かりしれないものとなるからである」などと述べたて、狭山闘争を
中傷し、逃亡した。寺尾判決の直後に官本一派は八鹿高校事件を挑
発し、部落解放同盟に対するひぼうと中傷をまきちらし、全国的な
部落差別キャンペーンを行つた。彼らは解放同盟に結集する部落の
子供達が果敢に闘つた同盟休校闘争、それを支援した教育労働者、
自治体労働者の闘いに対して、ありとあらゆる攻撃を加えた。そし
て、今日、官本一派は次のようなかたちで最高裁決定に唱和した。
いわく「最高裁としては異例の事実認定の当否に立ち入り」「一つ
一つ検討を加えました。この結果」「被告、弁護人側の主張を退け
ました。」(八月十日「赤旗」)官本一派はこのように最高裁決定を
ほめたたえている。彼らは、最高裁が口頭弁論、事実審理を拒否し
たことにさえ、何の抗議も示していないのである。

日本共産党官本一派の社会帝国主義としての純化は、何よりも彼
らのプロレタリア独裁の否定によつて象徴されているが、部落解放
運動の分野における彼らの墮落と腐敗は、理論的には彼らの「国民
的融合」論に示されている。「……まして、おなじ民族内での封建
的身分制に起因する部落の場合に、内外からの国民同化を排撃し、
部落分離をめざすことが反歴史的事実であることは明らかです。」(神
利夫の発言。対談「部落解放への道」一六四頁)その民主連合政府
論によつて、帝国主義ブルジョアとの域内平和を熱望している
官本一派は、一般民と部落民とがブルジョアの「国民」として同化
することを求めている。官本一派は「『部落の温存』を不可欠とす
るほど最近の日本独占は弱体ではない」(同書一五四―一五五頁)
などとうそぶき、今日の日本帝国主義ブルジョアが自らのプロ
レタリアートに対する経済的支配を永続化させるために部落差別を
ありとあらゆるかたちで利用していることをいんべいしている。彼

こみ一般民労働者と部落民労働者の団結を妨げようとする醜悪な攻
撃としても行なわれたのである。ブルジョアが部落差別を利用
することを許すならば、労働者階級は、自らの経済的解放にむかっ
て進むことができず、社会排外主義と帝国主義的労働運動を打ち倒
し、ブルジョアがつくりあげようとしている反動的域内平和を
打破することができないだろう。反対し、一般民労働者と部落民勞
働者との固い団結を中心にして労働者階級の経済的解放のための闘
いと部落解放のための闘いとが結合されるならば、プロレタリア
トはブルジョアの打倒にむかつて大道を進んでいくことができ
るだろう。自覚した一般民労働者と自覚した部落民労働者とは自ら
の階級的利害を代表する単一の共産主義政党に共に結集し、ブルジ
ョアに対してする内戦を準備しなくてはならない。狭山闘争の完全
勝利もまた、このような一般民労働者と部落民労働者との階級的団
結が形成されるかどうかにかかっている。だから、自覚したプロレ
タリアートは、一切の融和主義と徹底的に闘争しなくてはならない
が、とりわけ、社会帝国主義者日本共産党官本一派との闘争の強化
は不可避の任務である。

(三)

日本共産党官本一派は、一九七五年一月「一般『刑事事件』と民
主的救援」を「赤旗」紙上に発表し、「革新政党が十分な事実の根
拠もなしに、あるいは「権力」とその「犠牲者」という図式に安易
にうつつたえて、特定の刑事事件について「有罪」や「無実」ないし
「えん罪」など態度を表明することは、国民に対して極めて無責任
なことになる」「もし政党の判断があやまつておれば世論を誤導し
て、反社会的犯罪を合理化する結果となり、その有害な影響は、は
らは、部落解放同盟の闘いを部落第一主義、分離主義として攻撃す
ることによつて、ブルジョアになりかわつて部落差別キャンペ
ーンを行い、ブルジョアのプロレタリアートに対する支配の強
化に手をかし、プロレタリアートの階級的団結を破壊する策動を行
っている。

部落差別が存続している根本的な理由は、今日の日本の社会が、
生産手段を独占しているブルジョアが生産手段をもたないプロ
レタリアートを飢えの規律にしばりつける経済的支配を行うことを
根底にして政治的・社会的にも支配している社会であるということ
にある。資本家は契約において、部落差別、民族的差別、性差別等
を行うだけでなく、これらの差別支配を階級支配に利用している。
ブルジョアによる経済的支配を根底にしてこれらの差別がなさ
れ、経済的、社会的支配が行なわれているが故に、ブルジョアは
プロレタリアートに対してブルジョア民主主義を政治的支配の道
具とすることができるのである。

だから政治的民主主義の下にあつても、部落差別や民族的差別や
性差別等を許している労働者は自由ではありえない。何故なら、そ
のような労働者はブルジョアの政治に従属させられているから
である。日本のブルジョアは労働者に対して、部落差別、朝鮮
人に対する差別、性差別等を煽動し、思想的に隷属させることによ
つて、その階級支配の危機を、部落民、朝鮮人の血を流すことでも
つて乗り切ってきたのであつた。したがつて部落差別は、ブルジョ
アが制定する法律によつては廃止することが出来ないものであり
部落民のみの課題ではなく、一般民労働者が部落差別に対する従属
を断ち切る闘いに立ちあがる必要がある。一般民主主義
の「原理」の問題としてではなく、労働者階級の自らの階級的利益

のための要求として部落解放が実現されなくてはならない。部落の解放は帝国主義ブルジョアジーの打倒なくしてはありえず、部落民の自主的解放のための闘いが労働者階級の経済的解放のための闘いと結合することなくしてはありえない。

自覚した一般労働者と自覚した部落民労働者とは階級として団結しなければならぬのであり、一つの共産主義政党に団結し、そのまわりに広範な勤労被搾取大衆を引きつけなければならぬ。そして、ブルジョアジーとの域内平和を断固として拒否し、今日の日本帝国主義が進めている朝鮮南半部への侵略、反革命に対決し、プロレタリア国際主義の旗の下、ブルジョアジー及びそれと結託する社会排外主義者、社会帝国主義者との内戦を準備しなくてはならない。

日本共産党官本一派の「国民的融合」論は、全日本同和会の「伝統ある四海同胞融合一体の精神をもつて、自覚、反省運動を展開する」とする主張と客観的に結合しており、実際、自民・共産の連合は、いたるところできわだつていている。日本共産党官本一派の打倒は自覚したプロレタリアートの義務であり、官本一派を打倒する闘いとブルジョアジーを打倒する闘いとを一体のものとして遂行する中で、狭山闘争の完全勝利も勝ちとられるであろう。

四

革命的プロレタリアートの義務はこうして重大である。狭山闘争は部落差別を利用した日本帝国主義ブルジョアジーの階級支配の秘密を暴く闘いであることによつて、ブルジョアジーとその国家との非和解的対決に至らざるをえない内容を持ち、だからこそ、狭山闘

争が共同闘争として未曾有の発展を遂げてきた根拠もあつた。そしてブルジョアジーは狭山闘争の中で準備されてきた一般労働者と部落民労働者との結合の中に社会革命にむかうプロレタリアートの階級闘争の崩壊を見たのであり、さればこそ最高裁決定に示される反革命的挑戦があつた。このことをはつきり自覚して、プロレタリアートは闘いを強化していかなくてはならない。当然にも一般労働者と部落民労働者との団結は、すべての戦線においてかたちづくられていなくてはならないし、自覚したプロレタリアートの利益の観点から部落における勤労被搾取大衆の要求が組織されることが問われている。

一九七七年十月十一日

日本赤軍のハイジャックによる同志奪還闘争を支持する

共産主義者同盟 (R.G.) 中央委員会

九月二八日に開始され十月四日に勝利のうちに終結した日本赤軍のハイジャックによる同志奪還闘争を支持する。日本赤軍はこの闘争で奥平君をはじめとする六名の被拘禁者を奪還し、六百万ドルの資金を獲得した。

マスコミは日本赤軍が人質をとつたことに対して、「ひきようだ」とか「他人に迷惑をかけるな」とかいつて非難した。また同志奪還の要求に対しては無法な要求だとして批判した。そして二度と「事件」をおこさないために政府、治安当局、日航に対して適切な措置をとるように要求している。

だが自覚した労働者はマスコミの宣伝がブルジョアジーの利害を守るためになされていることを暴露しなければならぬ。「事件」は日本政府と日本赤軍との間の闘争であつた。日本赤軍は一九七二年のリツタ闘争に三戦士を参加させ、パレスチナ解放闘争に義勇兵として参加したアラブ赤軍が発展したものである。

五・三〇闘争以降日本赤軍は世界赤軍建設をめざして、一九七三年に日航機爆破闘争、一九七四年にはシンガポール・シエル製油所爆破闘争等を闘つてきた。一九七四年七月にシエル製油所爆破闘争の「犯人」として日本政府によつて国際手配されていた日本赤軍のメンバーがパリで逮捕されたのに対し、日本赤軍は九月にハーグ大使館を占拠し、仏官憲にメンバーを釈放させた。このハーグ大使館占拠の「犯人」と目される奥平君がヨルダンの官憲によつて逮捕された時、日本政府は強制送還を要求し、そうすることによつて今回の「事件」の原因を自ら作りだしたのである。

周知のようにヨルダン王制はアラブ反動派に属しており、パレスチナ解放闘争に敵対している。ヨルダン官憲は、奥平君と一緒に逮捕された日高君を拷問の末虐殺することによつて、その反革命性を立証した。日本政府はヨルダン官憲に奥平君を送還させることによつて、パレスチナ解放闘争に敵対したのであつた。

アメリカ帝国主義に後押しされたイスラエルは、国連の「和平」会議にPLOが参加することを拒否し、「和平」会議をひかえて九月末からレバノンに対して侵略戦争を再開している。帝国主義にとつては自決権は外交的政策のための道具であり、プロレタリアートや被抑圧民族をペテンにかける道具に他ならない。だから帝国主義者は被抑圧民族自身の自決への要求や解放闘争に対しては常に抑圧してきた。

ヨーロッパ諸国の日本赤軍に対する弾圧やその弾圧を指揮している日本政府はパレスチナ解放闘争と国際的な革命戦争派の統合に対して敵対しているのである。だからマスコミの「ひきようだ」とか「迷惑」だとかの宣伝は、イスラエルの侵略とパレスチナ人民の民族的利益を無視した一方的な宣伝に他ならないのである。

日本政府は一九七五年のクアランプール闘争の際には検察官を指揮して「超法規的措置」による釈放を行なつた。今回は検察官が二度も同じ措置をとると慣例になるという理由で難色を示したため、矯正局による「超法定法的措置」の執行という形式がとられた。政府はこのような小手先の操作によつて法規によらない釈放が国家の「大事」であるかの如く見せかけたのである。

福田内閣は「ハイジャック防止対策本部」を設置し、警察庁は日本赤軍を専門に担当する「情報官」制度の発足を決定した。さらにボデイチェツクの強化や機内持ち込み制限の強化等を航空会社に要求している。

だがどのような法的、行政的措置がなされようとも、日本政府のパレスチナ解放闘争及び国際的な革命戦争派の統合に対する敵対が続く限り、こうした闘争を防ぐことは出来ない。更に日本共産党が本一派は、国会議員団としてハイジャック対策委員会を設置し、赤軍派を含む革命的左翼に対して「犯罪者集団」として「根絶」するよう政府に要求しているが、彼ら社会帝国主義者はおそかれはやかれ革命的プロレタリアートによつて打倒され根絶されるであろう。

日本赤軍は今回の闘争に先立ち、『人民新聞』二八九号に過去五年間の闘争の総括としての意味をもつ「五・三〇声明」を公表している。日本赤軍がパレスチナ解放闘争に対する義勇兵として出発しつつも、彼らは世界赤軍、世界党の路線を追求しようとしており、従つて「五・三〇声明」での総括は、日本の革命戦争派にとつて大きな意義をもつことが予想された。とりわけこの声明が、クアランプール闘争によつて連合赤軍及び東アジア反日武装戦線の戦士達をその隊伍に加えて以降の討議の産物であることから、この予想にはそれなりの根拠があつた。

しかしこの「五・三〇声明」で示された総括の内容は、国際非法党建設の路線たりうるものではなかつた。その欠陥は何よりもマルクス・レーニン主義に依拠していないことにある。その基本思想は軍事組織における団結の形成という特殊な経験を普遍化したものであり、軍事組織の自然発生性にはいきして、小ブルジョアの内幕をもつたものである。だからこの声明は『人民新聞』を購読し

ているサークル的活動を行つていゝ人々に対して、それなりの共感を与え、支持を得ることが出来た。その根拠は、労働運動の自然発生性にはいきしてゐる人々の思想と軍事組織の自然発生性にはいきしてゐる日本赤軍の思想との間に共通の思想、小ブルジョアの貧乏主義批判があることに求められることが出来る。

今回のハイジャック闘争は、「五・三〇声明」に共感を覚えていた人々の間に分裂をもたらしている。多くの人々は声明をハイジャック闘争等の手段の放棄を意味するものと考えていたようであるが声明は武装闘争の堅持をうたつており、今回の闘争は声明とは矛盾していない。声明とハイジャック闘争とが矛盾していると考へてゐる人々は、声明が軍事組織における団結の経験を普遍化したものであるということを見落し、その思想に抽象的なレベルで共感していたわけである。

日本赤軍はこのような人々の支持をあてにしていれば自から国際非法党へと形成することが出来ず、義勇兵路線を止揚することが出来ないであろう。何故なら義勇兵路線は労働運動のブルジョア化に対する批判として登場しつつも、労働運動の革命的部分と結合出来ないものであり、それはブルジョアの労働運動に対する批判勢力として形成されている自然発生的なサークル活動の欠陥を克服することが出来ず、むしろそのようなサークル的活動と相互に補充しあつてゐるからである。

われわれは党建設の新たな段階を切りひらくことによつて、マルクス・レーニン主義に依拠した国際非法党建設の路線を打ちちたえ、義勇兵路線とサークル主義とを共に克服してゆかなければならぬ。

一九七七年十月十一日

R G 被告団闘争報告

東京拘置所在監のR G被告団の全同志は、昨年の一〇・一三検挙攻撃からの一周年をむかえて、接見禁止攻撃弾劾、統一公判要求、三里塚・狭山連帯等を掲げて、ハンガーストライキ闘争を闘つた。ここでは、坂井同志の「意見表明」、疋田同志の接見闘争報告と「ハンガーストライキ宣言」を掲載します。(編集委員会)

意見表明

東京拘置所 在監 坂井 与直

(一)

私はR G被告団の一員として、東京地裁がまだ継続しているR G被告団に対する接見禁止攻撃を弾劾し、かつ刑事一五部に併合されている大杉・壬生塚・大賀・藤沢同志と疋田同志(刑事四部)との統一公判を要求し、一〇月一三日から一四日までの五日間、ハンガーストライキをもつて闘うことを宣言する。R G被告団のすべての同志とともに私はこれを闘うものである。昨年一〇月一三日政治警察は、我々共産主義者同盟(R G)に対する一斉検挙攻撃を行い私を含む今日東拘及び京拘に在監する同志を逮捕し、なりふりかまわぬ家宅搜索攻撃を行なつた。我々R G被告団の統一ハンガーストライキは、一〇・一三検挙攻撃から一周年をむかえて、我々のこの一年の全党を挙げた反撃の闘いをふまえ、断固とした決意をもつて反撃を継続し党建設の新たな段階をかちとつていくべき、闘争宣言でもある。

(二)

我々はR G被告団への接見攻撃を弾劾し、大杉同志他三名の同志と疋田同志との統一公判を断固として要求する。R G被告団の多くの同志への接見攻撃は、裁判所、拘置所による我々の党活動を破壊しようとする策動以外の何物でもありえない。我々はこの攻撃はねかえし、断固として党活動を革命的に継続してきたが、刑法八一条に名をかりたこのブルジョアジーの報復措置を我々は決して許しはしない。接見禁止解除の要求を却下しつづけている東京地裁の裁判官は、ブルジョアジーの攻撃の只中で自らを打ち鍛えた革命党とプロレタリアートの、共産主義革命にむかふときの声によつて威嚇されるであろう。

我々の要求を拒否することは、裁判官が「治安」概念をあいまいにし、爆発物取締罰則の反革命立法としての性格を、プロレタリアートに対して隠蔽しようとしている無駄な試みをかえつてあらわにするものでしかないのである。東京地裁の裁判官はせいぜい階級的にふるまうがよい。お前達はすでにお前達の行動を法の名の下に「公平」な措置であるといつたことはできないのだ。我々はプロレタリアートに対する広範な共産主義的煽動の材料として、お前達の行動を記録にとどめ、利用するであろう。

(三)

我々は三里塚闘争、狭山闘争に連帯を表明する。五月六日の三里塚鉄塔抜き打ち撤去と東山君虐殺、八月九日狭山差別事件上告棄却決定は、プロレタリアート人民のブルジョアジーに対するかぎりない怒りと憎しみを燃え上がらせている。ブルジョアジーの挑戦を、労働者階級は断固としてうけて立つて立つて立つて立つて、自覚したプロレタリアートと三里塚・北富士をはじめとする農民の闘い

は強固に結合しようとしており、一般民労働者と部落民労働者との階級的団結は深化しようとしている。ブルジョアジーのなりふりかまわぬ攻撃は、ブルジョアジーとその国家の打倒にむかう、プロレタリアート人民の密集した闘いをつくり出し、呼びおこすであろう。我々共産主義者同盟(RG)は、このプロレタリアート人民の闘いの只中で、首尾一貫して闘いの勝利の方向を指し示すべく自らを打ち鍛えている。一〇・一三検挙攻撃から一周年をむかえる今日まで、我々の警察・検察・裁判所・拘留所に対する非妥協的な闘争と反撃は、ますます広まり深まってゆくプロレタリアートの階級闘争の圧倒的昂場に支えられてきた。ブルジョアジーとその手先が、革命党とプロレタリアートとのつながりを断ちきろうとしてあがいても、それらの試みは粉碎されるだけであることを、この一年間の我々の反撃と党建設の強化は示したのである。一九六九年以来の武装闘争の教訓を継承した政治局軍事委員会、RG政治軍隊の路線を堅持しつつ、我々は全人民的政治的煽動を党活動の基本的な内容とする党建設を勝ちとり、国際非合法党として自らをかたちづくるであろう。我々は革命的マルクス・レーニン主義を綱領・戦術・組織のすべての分野にわたって復権させ、社会党・共産党にかわる、プロレタリアートの真の前衛として成長し、前進するであろう。一〇・一三検挙攻撃の試練をくぐりぬけて、いま我々共産主義者同盟(RG)は鍛えられ、強化された。RG被告団は三日間の統一ハンガーストライキを貫徹し、全党のすべての同志と、革命的プロレタリアートに反撃のアピールを送る。労働者階級の経済的解放の事業の勝利にむかつて、我々は勇躍して闘い抜くであろう。

一九七七年一月一二日

RG被告団の接禁に対する闘争の報告

これまでの、接見等禁止に対する闘いを簡単に報告しておきます。RG被告団は、これまで接禁に対する闘いを、獄中党活動のよりよい条件を確保するために、そして被告としての権利・防禦権の確保のために行なってきた。たび重なる解除要求書の提出、さまざまな一部解除要求の提出、公判廷における抗議、ハンストなどによってきた結果、境同志(爆取九条で起訴)については、四月一八日に、坂井同志(火取で起訴)については、五月一三日に全面解除を勝ち取っています。すでに「RG救済ニュース」に紹介されていますが、五月七日(一日)にかけて、爆取一条関係被告五名の統一公判を要求して東拘在監の七名の同志がハンストを行ないました。このハンスト闘争は、同時に接禁に対する抗議としても闘われたものです。それ以後も、矢島アピール(救済七月号に要約が載っている)に応える意味もこめて、京拘に在監中の竹内同志は、RG被告団七被告・東アジア反日武装戦線の六被告・及び日本赤軍の奥平被告にかけられている接禁に抗議して、六月二〇日より三日間、ハンストを行ないました。また、境同志も七月一六日から三日間、前記の接禁に抗議してハンストを行ないました。

現在被告団中七名の同志が、いまだ接禁中ですが、部分解除については、父母、兄弟姉妹、配偶者など家族との接見、信書の授受・新聞の自費購入、特定の週刊誌・月刊誌については、五月段階で、ほぼ全員が勝ち取っています。この部分解除要求における裁判所の対応について特徴的なことを述べておきますと、第一に、分断を意図した差別的な対応をしていること、たとえば、一時的に政治警察

に屈服し「自供」した同志の、書籍・雑誌の自費購入については許可しておきながら、完熟をした同志の同様の要求は不許可にしている。第二に、きわめて、官僚的に対応し、特定して要求したものでなければ許可しない。たとえば、全面解除を要求し、その文書の中でせめて新聞だけでも部分解除せよといつても許可しないが、新聞だけの部分解除要求だと許可する。書籍・雑誌一般は許可しないが、特定した雑誌は許可する。第三に、まったくナンセンスな、(そもそも接禁そのものが、まったくナンセンスであるのですが)つじつまの合わない対応をする。たとえば、家族あての手紙の発信願は不許可にしておきながら、その家族との信書の授受については許可する。接見と信書の授受の解除と一緒に申請すると接見のみ許可して、信書の授受は不許可にしておきながら、次に信書の授受だけで申請すると許可になる、といつたぐあいです。これらの事例は、裁判所が何らかの法的な基準によつて接禁決定を下しているのではまったくなく(接禁は、一応刑法八一条に基づいているが)、恣意的に我々に対応しているのだということ、裁判所のブルジョア独裁の番人たる本性を暴露しているものに他なりません。「憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法七六条)はずの裁判官が、その建て前を自ら投げ捨て、ブルジョア階級のより忠実な手先として、革命運動に対する階級の報復の一環としての、長期にわたる接禁をかけてきているというわけです。我々は、この攻撃に対する反撃を、党組織の強化のためのテコとして行なうと共に、ブルジョア国家権力の意図を大衆的に暴露していくものとして秘取り組むべきかばならないと思つています。

なお、我々は、解除要求闘争と同時に、この攻撃を無害化する闘いにも取り組んできました。指導の中央集権化と党に対する責任の

分散化の組織活動の原則に基づいて、獄中党活動を保障する体制を築き上げることによって、接禁攻撃から受ける直接の被害を最小限に食い止めています。①獄外の同志との、また獄中同志間の直接の通信ができない。②獄外のプロレタリアート・支援者・また獄中の他党派の人や諸個人との通信ができない。③新聞・書籍が自由に購入できない。といつたことがその被害の主なものなのですが、弁護団の協力の下、①②に関しては、書籍のコピーの間接的な授受を通じて、③に関しては差し入れを組織することによって打破してきました。このように、組織的に反撃することによって、接禁を、ほぼ実質的に無害にすることは、そんなにむづかしいことではないのですが、一旦、組織と分断されてしまった人、組織をもたない人に対して接禁がかけられた場合は、完全に「外」とは分断——隔離されてしまうことになります。我々の場合も、これまで日常的な連絡があまりなく、いわば、とぼつちりで逮捕されてしまった人とは、いまだ分断されたままとなっています。ここに接禁にこめた階級的意図があります。敵は、革命党とプロレタリアート・人民との結合を、とりわけ、監獄の壁をも貫ぬく団結を死ぬほど恐れているというところでしよう。

我々は、今後も、引き続き、この接禁に対する闘いを、ブルジョア国家権力による弾圧を粉碎していく闘いの一環として、断固として担っていく決意です。すべての闘うプロレタリアート・人民のあたたかい支援をお願いします。

八月二日

八文責 正田慎介V

ハンス ト 宣言

私は、まず第一に裁判所が、私の公判の併合要求を無視し続けていること、第二に、我々共産主義者同盟（RG）被告団の内七名の被告に対し、今なお接見等禁止を発動し続けていること、第三に、この間の私の公判における強権的、かつ違法な訴訟指揮、そして、第四に、以上の裁判所の態度からして当然の忌避申立を簡易却下したこと、また、その即時抗告に対する高裁の棄却決定に対し、滿腔の怒りをもって抗議し、一〇月一三日朝より、ハンガー・ストライキに突入することを宣言する。

昭和五二年一〇月一三日

被告人 正 田 慎 介
東京地方裁判所刑事第四部殿

記

一、すでに、第三回公判において朗読した要求に述べておいたように、爆発物取締罰則違反、現住建造物放火等で私と同様に東京地裁に係属していた・大杉範夫同志・大賀光彦同志・藤沢徹同志・壬生塚博同志の各被告事件については、去る六月一七日、東京地裁各部はその非を認め、併合を決定している。何故に、私のみが今だ、分離されたままであるのか。私が起訴されている「長崎神社前派出所事件」は、現在刑事一五部に係属している「五本木派出所事件」及び、「鎌田駐在所事件」と同じ、一九七一年一〇月一十一日に起

条にある「逃亡七、又は罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」なるものが、存在しないことは明白である。

我々と同様、長期にわたって接見等禁止決定をうけていた、東アジア反日武装戦線の六被告は、去る八月一二日に解除になつており、「日本赤軍」の奥平君に対する接見等禁止決定も九月八日に解除されている。彼らを担当していた裁判官は、あまりのたたらめさに、ついにいたたまれなくなつたのであろう。今や厚顔にも長期にわたる接見等禁止を続けているのは、我々共産主義者同盟（RG）被告団の内七名の被告が係属している当該裁判所のみである。

私の共犯とされている者はすでに下獄しているということ、現在の勾留そのものが「逃亡のおそれ」・「罪証隠滅のおそれ」という理由でもつてなされていること、我々の各被告事件は、六年前のものであること、京都拘留所在監の竹内同志及び札幌拘留所在監の大森被告に対しては、起訴後ただちに接見等禁止は解除されていること、これらの事実は、いかにこの決定が恣意的なものであり、ただただ我々共産主義者同盟（RG）被告団に対する階級的報復、刑の先取りをなそうとするものであり、獄中党活動の発展に恐怖しそれを阻止しようとするものであるかを示している。

.....ハ 中 略 V.....

三、次にこの間の公判における裁判所の訴訟指揮についてである。裁判所は一貫して、現行刑法の基本構造とされている当事者主義を踏みにじつてきた。その職権主義的な訴訟指揮は事実上、裁判官が検察官になりかわり、私や弁護人に対処してきたといえるものである。

第一回公判においては、起訴状に対する求釈明、とりわけ「治安

たものであり、「五本木派出所事件」とは「治安を妨げ、かつ、人の身体財産を害する目的をもつて」という訴因が共通している。検察側と、我々被告側との攻防の主要な焦点が、一九七一年秋の革命戦争の再開をめぐる存在している以上、「治安を妨げ……る目的」という共通の訴因はきわめて重要である。検察側は、我々が、この「治安を妨げ……る目的」なるものを、もつていたことが、具体的な犯罪事実であると主張しているのである。我々は一九七一年の事件当時も、そして現在も、同一の思想・同一の目的をもつて、一つの組織に結集しているから、当然にもその防禦活動もまた、共通した、統一したものとすなわなければならない。個々分断したままの審理では、この共通の訴因をめぐる攻防は十全に行なうことはできず、この訴因のもつ真の意義を説明することはできない。

また併合審理においては、証拠調べの二重手間はぶき、統一した弁論を行なうことによつて、裁判所の事実に対する判断も統一したものとなるであろうし、検察側・被告・弁護側相手の主張・立証の努力を集中させることができるという合理性をもつことができる。真に裁判所が一連の事件の实体を明らかにせんとするならば、併合して審理する以外にない。分離公判によつて一方的に被告・弁護側の防禦活動を著しく制限し、四名については併合が決定されたことによつて、私の併合要求を拒否しつづけることは、何ら理由のないものであり、不当な処分であることが一段と鮮明になつている。裁判所はすみやかに四人公判との併合を実現すべきである。

二、次に接見等禁止決定についてであるが、すでに一年におよぶうとするこの違法きわまりない決定を、裁判所はいつたいいつまで発動しつづけるのであろうか。いかに強弁しようとも、刑法八八

を妨げ……る目的」なるあいまいな概念についての求釈明を行なつたのであるが、検察官は釈明を拒否し、この検察官の任務を自ら放棄した行為を、裁判所はなんのためらいもなく追認した。第二回公判においては、検察官が一旦提出した冒陳書を、弁護人のこの冒陳に対する求釈明を見てから、あわてて改ざんしたこと、この前代未聞のなりふりかまわない行為をも、裁判所は追認したのである。第三回公判においては、以上のようなきわめて問題のある検察官冒陳に対する求釈明にも、検察官は釈明拒否し、裁判所は、またまたこれを追認したのである。そして第四回公判における更新手続きにおいては、まったく詭弁としかいえないようなない解釈をもつてする刑罰規則二二三条違反の強行である。

起訴状や検察官冒陳に対する求釈明は、今後の審理を進めていく上で必要不可欠の手段であり、これに対する釈明がなされないのならば、被告・弁護側の防禦活動は著しく困難になるのである。とりわけ、「治安を妨げ……る目的」なるあいまいな訴因がはつきりと規定されない以上、防禦のしようがないといえるのである。当初、検察側は、冒陳において、「暴力活動」とか「過激な思想」とかいう言葉を使用し、この「治安を妨げ……る目的」を、それなりに印象付けようとしたのであるが、求釈明での追求を恐れたのか急キヨ引つこめてしまった。この「治安を妨げ……る目的」についての審理は、当然にも、私の、そして我々共産主義者同盟（RG）の思想——革命的マルクス・レーニン主義そのものに及ばざるをえないのである。爆発物取締罰則の違憲性に目をつぶりつつ、共産主義派を攻撃するところに、検察官の釈明拒否、そして冒陳の改ざんの真の意図があり、裁判所の訴訟指揮は、この意図を隠蔽せんとするものである。

更新手続きにおける裁判所の態度もまた裁判所にとつての「迅速な裁判」のためには被告・弁護側の防禦権を踏みにじつてもかまわない、それどころか、刑訴規則に定められていることでも無視してよいのだというものである。

第一回公判から第四回公判に至るまで一貫している以上のような裁判所の訴訟指揮、またそこに現われた基本的な態度は、まさに「真実を発見する」ことなどはどうでもよく、十全な審理を尽くすことなどもどうでもよく、そのための適正な手続きもまたどうでもよく被告・弁護側の防禦権を蹂躙し、裁判所にとつての「迅速な裁判」を強行すればよいというものであり、ただただ私と共産主義者同盟(RG)に対する階級的報復をなすためにのみ「裁判」なる茶番劇が存在しているのだということをよく現わしている。

四、もはや、裁判所が「公平」とは決していえないということがここまで明白になつた以上、私と弁護人が第四回公判において忌避を申立てたのは、当然であり、むしろ遅すぎたぐらいであつた。この申立てに対し裁判所は自らの訴訟指揮の違法性、ブルジョア独裁の番人としての行動を棚に上げたまま、簡易却下し、高裁への即時抗告もまた棄却された。この棄却決定によつてもまた裁判所はブルジョア独裁の番人としてのそのみにくい姿をさらけ出したのである。

五、三里塚の鉄塔に対する仮処分決定、そして狭山裁判の上告棄却決定などによつて、さらけだされたブルジョア独裁の番人としてのみにくい姿は、すべてのプロレタリアート・被抑圧人民の憤激をいつそうかきたてている。より一層ブルジョアジの忠実な下僕たらんとして、やみくもに行動している裁判官達よ、いくら「退廷」とヒステリックに叫ぼうとも君達の本能的な恐怖は消えることはない。

い。

ちようど一年前、我々は政治警察による一斉検挙攻撃を受けた。だがその直後から開始された、獄中——獄外の固く結合した反撃はブルジョアジのいかなる弾圧をもつてしても、自覚したプロレタリアートの政党の力を弱めることはできないことを示した。

今日、我々は、旧に倍する団結をもつて、国際非法党建設の道を一步一歩確実に進んでいるのである。ブルジョアジの死に物狂いの攻撃にもかかわらず、階級闘争はますます拡大し、深まっているのであつて、革命的マルクス・レーニン主義の旗を高くかかげ、いついかなる時であろうともプロレタリアートの独自性を守つて前進するかぎり我々は必ず勝利する。

このハンガー・ストライキは、裁判所による、この間の弾圧に対する抗議として闘うものであるが、同時に、今一度一〇・一三一斉検挙の教訓を学び尽くすという決意を新たにし、中央集権主義の組織思想にもとづいた我々の団結をより一層打ち固めるものとして闘うものである。

共産主義者同盟 (RG) 万才ノ
以上V

〔公判日程〕

- 一月二日 一時 爆取一条統一公判グループ第四回公判
- 一月二日 一時 正田同志第六回公判
- 一月二日 一時 吉田・我妻同志第九回公判
- 一月三〇日 三時 竹内同志第七回公判(京都)
- 二月十日 二時 坂井同志控訴審第一回公判

爆取三条デツチ上げ公判報告

我妻・吉田は、今年の二月二八日に爆取三条で起訴され、すでに四回の公判が終了しています。第一回公判は人定尋問(氏名・本籍生年月日・住所・職業)、起訴状朗読、弁護人求釈明、弁護人求釈明に対する検事釈明、被告人求釈明。第二回公判は、弁護人第二回求釈明、それと前回被告人求釈明への検事釈明、被告人、弁護人意見陳述、検事冒頭陳述。第三回公判は、T君方捜索の責任者電沢証人の尋問、次に一〇・一四押収物を鑑定した科学捜査検査所の宮野(ピクリン酸等の鑑定、ピクリン酸の爆発実験)・塩田(ピクリン酸の水分含有量)・豊田(乾電池鑑定)の検事側尋問、豊田証人の弁護人尋問。

このようにすでに検事側の立証に入っているのだが、ただし、検事冒頭陳述の釈明求釈明は不当にもまだ行われていない。それでは基本的には検事冒頭陳述の釈明求釈明が終了した後にすべきであると思うが、裁判長の不当な訴訟指揮によつてそれがいつになるかわからない状況なので、それを待たずに、今回は検事側の主張にそくして爆取三条(所持)公判Vの事件の内容を明らかにし、そしてこの公判の争点となる点を浮き彫りにしておくことにしたい。

一

この爆取三条(所持)公判Vに入る前に、その前提となる経過に關して若干述べておくことにしたい。一九七六年一〇月一三日、一四日に共産同(RG)関係者に対する一斉弾圧があり、そのうちの一ヶ所であるT君宅からピクリン酸等が押収されると共に、T君

とその妻であるTさんが「毒物・劇物取締法」違反で逮捕された。全く無関係なTさんの逮捕、そしてそのTさんを起訴するぞといった政治警察の脅しもあつて、T君は自供した。そしてT君、坂井同志は各々「毒物・劇物取締法」違反で起訴されるが、後で坂井同志はより罰の重い「火薬類取締法」違反を追加されることになる。さらに、一九七七年二月七日、八日にそれぞれ吉田、我妻がこの件で罰がずつと重い「爆発物取締罰則三条」違反で逮捕され(T君の供述書には吉田の名前は出てこない)、起訴されたわけである。そしてT君、坂井同志については、第二審はそれぞれすでに有罪の判決が出ている。

このように政治警察・検事側は我々への弾圧を「毒物・劇物取締法」違反から「火薬類取締法」違反、そして「爆発物取締罰則」違反という形でエスカレートさせ、かつ全く不当な取調べで自供を引き出し、その自供から他の逮捕を行い、自供と無関係者まで逮捕し起訴するということまでやつてみせたというわけである。

我妻・吉田の起訴状に書かれた公訴事実からまず述べておこう。「被告人両名は、共産主義者同盟(RG)の構成員であるが、共謀のうえ、治安を妨げ、かつ他人の身体・財産を害する目的をもつて、昭和五年五月上旬から同年一〇月一四日までの間、東京都……T方において、爆発物であるピクリン酸約二、三〇一・三グラム、並びに塩素酸カリウム一二四グラム、ニトロセルロース二〇二グラム、鉛筆補助軸二五本、ニクロム線一七本、乾電池二〇個、電池ホルダー七個、リード線四・一四メートル及びスイツチ五個を一

所持し、もつて爆発物及びその使用に供すべき器具を所持したものである。

そして罪状は「爆発物取締罰則第三条、刑法第六〇条」となつてゐる。それぞれ、罪状を示しておくことと以下のごとくである。

「爆発物取締罰則第三条（製造・輸入・所持）第一条の目的を以て爆発物若しくは其使用に供す可き器具を製造輸入所持し又は注文を為したる者は三年以上十年以下の懲役又は禁錮に処す。」

（「第一条（爆発物使用）治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的を以て爆発物を使用した者及び人を以て之を使用せしめたる者は死刑又は無期若しくは七年以上の懲役又は禁錮に処す。」）

「刑法第六〇条（共同犯人）二人以上共同して犯罪を實行したる者は皆正犯とす。」

（「改正刑法草案第二七条（共同正犯）①二人以上共同して犯罪を實行した者は、みな正犯とする。②二人以上で犯罪の實行を謀議し、共謀者の或る者が共同の意志に基づいてこれを実行したときは、他の共謀者もまた正犯とする。」）

以上に関して若干説明を加えていくと、我妻・吉田が起訴されたのは爆取三条の「所持」である。その場合、検事側は、我妻・吉田が、①「第一条の目的」すなわち、「治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的」（を以て爆発物を使用）または「使用せしめ」る）のために、②「爆発物若しくは其使用に供す可き器具を、③「所持」したことを証明しなければならぬわけである。だが、この③の「所持」に関して、今回の検事側は、刑法六〇条に基づく共

次に問題となるのは、ここで所持されていたかというものが、「爆発物」と「使用に供す可き器具」に当たるかどうかという問題である。これに関して検事側の主張は「ピクリン酸」が爆発物に当たり、その他が使用に供すべき器具であるというもので、さらにこう説明している。

「火薬取締法第二条二号ホに該当する爆薬としての『爆発物の用途に供せられるピクリン酸』とは、そのもの自体が、その自然的条件のもとにおいて、直ちに爆発の用途に供せられるべき可能性があると客観的に認められるものを用いて、水分含有量によつて爆薬か毒劇物かに分かれるものである。この様な爆薬であるピクリン酸を爆発物取締罰則第一条の目的をもつて所持した場合、同罰則第三条違反の罪を構成する。」（検事釈明）

「爆発物であるピクリン酸とその他のものを一括所持していた状態並びに使用目的よりして、『その使用に供す可き器具』と認められるものである。」（同）

そして検事側冒頭陳述ではこう述べている。

「火薬取締法にいう『爆発物の用途に供されるピクリン酸』（法第二条第一項第二号ホ）とはその物体がその自然的条件において直ちに爆発の用途に供せられるべき可能性があると客観的に認められるものであると解されており（昭和二十七年七月三十一日二七 第六三二号通産省通産化学局長より国警本部刑事部長宛「火薬取締法第二条中『爆発物の用途に供せられる』の解釈について」）、水分含有率が低いほど爆発の危険が増大するものであるところ、本件爆発物であるピクリン酸（約二・三〇一・三グラム）は鑑定の結果、別表の通り、水分含有量が〇・一パーセント及至〇・四パーセントのもので、電気雷管を起爆装置として用いた爆発実験の結果、単にビニ-

同正犯を主張しているのであるが、その内容は実行共同正犯ではなく、共謀共同正犯であると主張している。つまり刑法六〇条はその条文通り理解すれば、「共同して犯罪を實行した者」が罰せられるのであり、上記の実行共同正犯を処罰する規定のだが、判例によつて共謀共同正犯を刑法六〇条の拡大解釈として通用させ、「共謀」という前提があつて、その内一人でも実行した場合、実行に加わらなくとも共謀に参加したということと罰せられるということになつてゐるのである。この共謀の内容に関してはいくつかの解釈があるが、先に「改正刑法草案」の文案を示しておいた（②項がそれである）。従つてこの③の「所持」は、具体的な「所持」の實行と「共謀」の事実とその内容が問題となるわけである。

まず「所持」の實行に関しては、「昭和五十一年五月上旬から同年一〇月一四日までの間、……T方において、爆発物であるピクリン酸約二・三〇一・三グラム、並びに塩素酸カリウム一二四グラムニトロセルローズ二〇二グラム、鉛筆補助軸二五本、ニクロム線一七本、乾電池二〇個、電池ホルダー七個、リード線四・一四メートル及びスイツチ二五個を一括所持し」と述べられているのだが、これは吉田・我妻が直接所持したということではなく、「Tが被告人我妻から受け取り、T方に隠匿して所持した」（検事釈明）ということと、昭和五十一年五月上旬というのはT君が我妻から受け取つた日時とされており、昭和五十一年一〇月一四日とは「爆発物であるピクリン酸」とやらが押収された日時である。

この点に関して、重要なのは、昭和五十一年一〇月一四日の押収されたというものが前記のものに間違いのないのか、そしてそれは、現在押収されて検事側が所持しているものと一致しているのか、さらにこれが間違いなくT君の所持物であるのか、ということである。

ル袋のなかに入れた状態のままでも爆発するものである。前記爆発実験に用いられたのは電気雷管であるが、それに該当するもの、すなわち起爆装置となるべきものが、本件ピクリン酸以外の全ての物である。なお前記目黒区五本木派出所爆破事件に用いられた爆弾の起爆装置は本件と同様の鉛筆補助軸、ニクロム線、リード線などが使用されている。」

以上が検事側の主張であるが、以上に関して問題となるのは、本件「ピクリン酸」がそのまま「爆発物」の主原料となりうるものなのか、それはどのような状態において「爆発物」構成物、または「爆発物」そのものでありうるのか、そして「塩素酸カリウム……スイツチ」で起爆装置を作りうるのかどうか、さらに本件「ピクリン酸」それだけで「爆取」の「爆発物」といえるのか、そして「塩素酸カリウム……スイツチ」で起爆装置を作りうるとしても、それで「爆取」の「使用に供す可き器具」といえるのか、といったところで、これらの判断によつて「爆取」「火取」「毒・劇取」の適用というように異なつてくるわけである。

次に③の「目的」についてである。「公訴事実」においては単に「治安を妨げ、かつ他人の身体・財産を害する目的をもつて」と述べられており、検事側釈明において「『治安を妨げ』とは『公共の安全と秩序を害すること』をいう」と述べられているが、これは具体的に立証されるべきことなのである。しかしながら、検事側冒頭陳述においても我妻・吉田の「爆発物の取締」に関して、それが具体的にどのような目的のためのものであつたか全く述べられていない。つまりこの「目的」は、第三条のほとんどの場合自供がない限

り直接に立証することができないわけであり、検事側は吉田・我妻の黙秘によつて直接的な証拠を引き出すことができなかったのである。それで間接証拠でこれを立証しようとしているわけである。

つまり検事側冒頭陳述は、「被告人らの身上、経歴において、我妻・吉田は、共産主義者同盟(R.G.)結成と同時にこれに加盟し、非公然活動を行つてきた」ことを述べ、「共産主義者同盟(R.G.)と被告人の関係」において、共産主義者盟(R.G.)は、「その綱領規約は未だ成文化されるに至っていないが、右峰起戦争時代の政治路線、つまり世界革命戦争の最前線を担う国際非合法党として自らを形成し、遊撃戦術により、米軍・自衛隊・機動隊等の日帝権力せん滅を目標とする武力革命路線を踏襲している。赤報派は、結成直後の昭和四十六年一月一七日警視庁目黒警察署五本木派出所にピクリン酸を爆薬とする時限爆弾を仕掛けるなどの具体的武力闘争を敢行した」と述べ、続けて「被告人両名は、赤報派結成以来の構成員であり、被告人吉田稔一は、同派R.G.(政治軍隊)の一つである……の隊長であり、被告人我妻正美は同様の隊員である」と述べ「犯行状況について」の中で「坂井らは赤報派の闘争に必要な爆弾を製造するためのピクリン酸などを備蓄してきた。そして、坂井与直や被告人らは、このようにして爆薬となるピクリン酸を入手する」ともに……と述べられている。

このように検事側は、共産主義者同盟(R.G.)の政治主張(これはあまりにひどい解釈だが)、共産主義者同盟(R.G.)が過去に具体的武力闘争を行つた(これはまだ裁判が始まつたばかりで、事実かどうか分からないが)ことを明らかにし、我妻・吉田がその構成員であつたことをもつて、「爆発物の所持」の目的が「治安を妨げ、他人の身体財産を害する」ものであつたことを証明せんといふ

た。そのころ被告人両名は、本件の爆薬・器具をこれまで隠匿していた同派構成員方から一旦他に隠し変えた後、被告人我妻の居住していた晴美荘の居室に持ち帰つた。△そしてその数日後、被告人我妻において、東京都目黒区祐天寺二丁目二番二号所有の喫茶店「ロビー祐天寺」でTと落ち合い、同人に対し、「今まで置いてあつた場所が問屋(警察)にマークされて危なくなつたので君に預かつてほしいんだ」「黄色いのと白いのだ」「ビニール袋に入つている」などと申し向けたうえ、本件ピクリン酸や器具などの入つたビニール製手提袋二袋を手渡した。▽

以上のうち△内はT君の供述書に見られるものであり、他は創造性豊かな検事の空想の産物のようである。ここで問題は、五月下旬になされたという我妻・T君の謀議が爆発物取締罰則第三条の共同謀議と認めうるかどうかということ。つまり単なる毒・劇物の所持の謀議にすぎないのではないか。次に問題になるのは、四月下旬の我妻・吉田・坂井の謀議であるが、これに関して裁判長、検事、弁護士の打ち合わせのところでは、日時・場所とも特定できないとのことであつた。検事はどうも「あつたはずだ」ということを立証するつもりのものである。しかし空想の産物を立証するのだからうまくいくかどうか。

以上みてきたごとく、大きく分けて四つの点をめぐつて争われるのであるが、現在検事側の立証は、そのうちT君方に於ける「物」の押収(これは「物」の所持の実行の立証に関連する)についてと「使用に供すべき器具」であるかの立証に関連する(という点に關してなされているわけである。

(八月一日)

わけである。だが、言うまでもなく、我妻・吉田が「治安を妨げ、他人の身体財産を害する」思想を持つていふこと、またそのような思想を持つた組織に参加しているといふことと、「爆発物の所持」の目的がそのようなものであることは別問題であり、この目的と「爆発物の所持」が結びつくものであるかどうか、そしてこの目的が具体的現実性を持つていふものであるかどうか、当然問題となるわけである。

四

共謀の事実とその内容について、検事の釈明では、「四月下旬頃被告人両名と坂井与直との間でTに本件爆発物及び器具を預けて隠匿所持することを謀議し、その後『五月下旬』頃被告人我妻がTに会つて保管を依頼し、本件爆発物及び器具を引き渡して、隠匿させ所持したものである」と述べ、冒頭陳述では次のごとく述べている。

「坂井与直や被告人らは、このようにして爆薬となるピクリン酸を入手するとともに、起爆剤として用いられる塩素酸カリウム、ニトロセルロース及び起爆装置に使用する鉛筆補助軸、ニクロム線、乾電池、リード線、スイッチ、電池ホルダーなどを準備し、何時でも爆弾として使用出来る様に東京都内の構成員宅などに隠匿していたが、昭和五一年四月下旬頃に至り、本件爆薬や器具が警察に発見されることをおそれ、被告人両名と坂井与直らが話し合つた結果、警察にマークされていない右Tに依頼し、同人方に隠匿しようとした。△それで坂井がTに対し、被告人我妻が用事があると言つている旨連絡し、さらに被告人我妻において、Tに電話連絡して同人と会つてその旨依頼し、Tも自宅に預かり保管することを承諾し

「爆発物」と主張する「ピクリン酸」を地検は一方的に廃棄し、「被告人が罪を犯した」という予断を持つて裁判にいとむ裁判長森岡らノ

一

現在公判は第六回が終わり、一〇月二四日(月)には第七回、一月九日(水)には第八回が行われる予定です。内容的には、第七回に行われる警視庁公安部総務課に所屬し、「爆発物」等の専門班を指揮しているらしい警視大野庄二に対する反対尋問で、第三回公判から行われてきたT君宅からの「物」の押収に関する立証、ならびに押収物のうち「ピクリン酸」が爆発物に当たり、「塩素酸カリウム……スイッチ等」が「使用に供すべき器具」に当たるといふ検事側の立証は基本的に終了し、第七回から検事側による「共謀」の立証、「爆発物」等の使用目的の立証へと移ることになり、第七回、第八回は「本件爆発物などをT君に渡す以前の被告人らの行動、右物を被告人らが隠匿させた事実など」について、現在八王子署に勤務している脇本義弘に対する尋問が行われる。

それで第三回公判から第七回公判の内容的な報告は、主にT君宅から押収された「物」が爆発物取締罰則にいう「爆発物」「爆発に供すべき器具」に当たるといふ検事側の立証について次回まとめ報告することにし、今回は裁判長森岡茂の訴訟指揮等に関して述べていくことにしたい。ただし、この本題に入る前に、東京地検の本公判に対する新たな策謀が明らかにされているので、それについて簡単にふれておくことにしたい。

第六回公判において、大野庄二に対する弁護人の反対尋問の中で

本件において検察側が「爆発物」と主張している「ピクリン酸」、他の鉛筆補助軸などと一括して「使用に供すべき器具」と主張している「塩素酸カリウム」「ニトロセルローズ」がすでに廃棄されていることが明らかになった。この大野という男は、一九七一年から一九七四年まで警視庁から警察庁の装備課に派遣されて爆発物等の勉強をしてきた男で、一九七四年三月に警視庁に戻り公安部総務課で「爆発物」等の専門班を指揮しており、全国の爆発物等を過去にさかのぼって実物に当たって研究している。そしてその中で、この男は、一九七一年一月に行われた目黒区五本木派出所に仕掛けられたという爆発物を実物に当たって研究したことを証言している。つまり、一九七一年一月の「物」は二年以上も保管されていたのに対して、本件の「物」は一年もたないうちに廃棄されてしまっているわけである。おまけに、この「塩素酸カリウム」「ニトロセルローズ」は単に「物」が「塩素酸カリウム」「ニトロセルローズ」であることを鑑定しただけであり、「ピクリン酸」はそれに加えて水分含有量の検査をし、若干の「爆破実験」を行っただけなのである。だから、それぞれの物についてその純度や、「ニトロセルローズ」の場合はセルロイド等を使うか火薬に使うかを示す窒素量の鑑定もやられていないという。非常にずさんな鑑定しかなされていないのである。第三に、本件で「爆発物」として主張されている。「ピクリン酸」はカスト猛度を調べたところ、普通の文献に載っている力の半分強しかないことが明らかになっており、その理由としては一方ではピクリン酸の詰め込み方、つまりピクリン酸を一度溶かして固形物にして詰める場合と粉末のものを詰める場合の違いで、文献値のものは前者の可能性のあることが証人によつて指摘されているが、その純度による可能性も残されているのである。他にも

本件押収物である「ピクリン酸」のうち検察側が「爆発物」だと主張している水分含有量が〇・一パーセント、〇・四パーセントのものに関してはその純度がきわめて悪い可能性が大である根拠があるのだが、検察側はこの純度を調べずにそれらを廃棄してしまつたのである。これは当然逆に考えれば検察・警察側がこの〇・一パーセント、〇・四パーセントの「物」の純度がきわめて悪いことを知つた上でそのことを隠すためにわざわざ廃棄したのではないかという疑いをいだかせるに足るものである。

〔

我々は政治警察・検察・裁判所・拘留所の一体となつた攻撃と闘争していかねばならないが、ブルジョアジーの手先共がどのような攻撃を今日行つてきているか、いくつかの例を、この吉田・我妻の「爆取三条公判」から示しておこう。

まず最初に、逮捕・拘留・接見禁止の問題から述べていきたい。まず逮捕状に関してであるが、刑事訴訟法一九九条は「②裁判官は被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは……前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときはこの限りではない」と述べている。現在、この「疑うに足りる相当な理由」とは、検察官、または司法警察員が逮

捕状を請求すること自体で満たされる状態になつており、かつ検察官、警察は彼らが逮捕し、監獄に拘留する必要があると認める者はたとえ起訴することができないことが一〇〇パーセント明らかなのでも逮捕状を請求するのである。本件と直接関係はないが、吉田は、一九七二年に爆取で逮捕状が出、愛知県では公開指名手配がなされ街頭に写真がはりだされたりしているにもかかわらず、今回の逮捕でこの件に関しては、起訴はいうまでもなく逮捕されてさえない。つまり、警察はただ逮捕・拘留を狙つて公開指名手配したので、今回別件でそれが可能になつた以上わざわざ再逮捕するまでもないし、起訴できなくて恥をかかなくてもいいというわけである。政治警察はその逮捕状請求に対して、裁判所が許可することについてははじめから前提としており、逮捕状が出ていようといまいと、彼らの必要があれば逮捕攻撃をかけてくるようになっていた。今回、吉田は爆取三条で逮捕状が出ているにもかかわらず、政治警察は緊急逮捕だと告げ、それも爆取一条容疑だとほざいて逮捕している。政治警察にとつて容疑などどうでもよく、逮捕状が出ていようといまいとどうでもよかつたのであり、要は吉田を逮捕することが問題だつたのである。逮捕状などのはのみち請求すれば許可されるに決まつているというわけだ。

次に拘留に関してであるが、刑事訴訟法第六〇条は、「裁判所は被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるときは、これを拘留することができる」と述べている。この拘留の決定は、私の場合、公判が始まるまでは東京地裁刑事一四部の扱いであり、公判が始まつてからは同一一部の扱いである。彼らは我妻・吉田をずっと拘留し続けているのであるが公判以前の場合は拘留の制限を行うため、一四部の裁判官は一定の

証拠を見ている。その中には、我妻がT君に「物」を渡したというT君の供述書があるため、我妻の場合、「疑うに足りる相当な理由」があるとブルジョア裁判官が主張することは可能であるが、吉田の場合、全くその根拠があるとは思われない。第一に、吉田容疑は「爆取三条(所持)」であるが、これは、吉田が直接所持していたのではなく、T君が所持し、T君は我妻と共謀し、我妻がT君に預けたものとされ、そしてそれ以前に、坂井、吉田、我妻でT君に預けることが共謀されたとされているのであるが、吉田の場合、T君の供述書には名前さえも出てこない。では問題なのは、坂井、吉田、我妻の共謀に関してであるが、これについて第五回公判の検事冒険への弁護人の求釈明に「話し合いの具体的日時、場所、方法等は明らかでない。」と述べており、三人一緒に話し合ったのか、坂井・吉田・我妻、吉田・坂井・我妻という順で話し合ったのかさっぱり明らかになっていないのである。つまり証拠らしい証拠は全くあげられていないのであり、しいてあげれば、吉田、我妻、坂井が共に共産同(RG)の構成員であり、T君がその関連者であるといつたこと、または吉田、我妻が会つていたことがあるといつたことぐらひである。つまり、拘留の条件とされている「疑うに足りる相当な理由」とは、ここでは「共謀することができた」「共謀した可能性があり得る」ということであり、このような理由であればその範囲は共産主義者同盟(RG)のすべての構成員に対して無限に広げることが可能であり、ここには、吉田、我妻に対する逮捕・拘留が、共産主義者同盟(RG)の組織破壊の一環であることが明白に示されているのである。

吉田、我妻の公判において、裁判長森岡は、このブルジョアジーの我々の党に対する攻撃の事務引き継ぎを行い、吉田、我妻に対す

る勾留延長を当然であるかの如く行つている。この森岡の態度は、当然接見等禁止に対する態度にもあらわれている。

刑事訴訟法第八一条は、「裁判所は、逃亡し又は罪証隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある時は……弁護人又は弁護人とならうとする者以外の者との接見を禁止し、又はこれを授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁止し、若しくはこれを差し押えることができる」と述べている。このように接見等禁止の理由として「逃亡又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある」ことをあげているのであるが、これは「勾留」の条件とも重なっている。現在まだ我々が接見禁止におかれていることの批判は「R.G. 数対二ユー」の六号に述べられているのでここではふれないが、興味ある事実を報告しておきたい。森岡氏は、八月二十五日付で我妻には両親と弟二人の接見禁止の解除、吉田には両親の接見禁止解除を限定付きて認めたのであるが、我妻と吉田を差別した理由として、「吉田の方が証拠が少なく」という理由を述べたことである。この理由が検事の主張をそのまま繰り返しているものであることはいうまでもなく、裁判所が警察と一体化していることの一つの証拠となつてゐることは、第七回公判において吉田の「何故証拠が少なかったら姉妹との接見が認められないのだ」という質問にその場で答えられず、「あとで答える」と述べていることでも示されている。いづれでもなく接見禁止は、無罪の推定を受ける被告人が享受すべき権利、また被告人が行使すべき防禦権を著しく侵害するものである。従つて接見禁止は、これらの権利とその二つの理由とのかね合いで定めるべきものである。所が森岡氏は、被告人が享受すべき権利、行使すべき防禦権を全く無視しているわけであり、それは、彼らが被告人を無罪の推定を受けるべきものと全く考えず、もっぱ

家階級、大地主への労働者階級の経済的服従があること、この強権的な支配がこの経済的独占を擁護し、経済的服従を永久化するためのものであることを隠ぺいしているのである。今日のブルジョアジの強権的支配の進行は、彼らの危機のあらわれであり、プロレタリアートの階級闘争の昂揚に対する彼らの恐怖の表現である。我々は敵の攻撃の強化に対して、小ブル民主主義的憤激をなげつけようとする人々と断固として闘争し、非合法党建設を強化し、プロレタリアートの経済的解放をむけて、敵の攻撃の暴露をプロレタリアートに対する煽動の材料としなくてはならない。

(三)

森岡らの罪状をもういっつかあげておこう。

森岡らは八月二十五日付で、我妻・吉田の両親・兄弟の一部接見等解除を認めたが、そこでは次のごとき制限が述べられていた。

「ただし、犯罪の内容に関する面談・交通をしてはならない」
東京拘留所で両親と接見する場合、立合人である看守は「事件の内容については喋らないように」というのである。この「事件の内容」が裁判長森岡茂、裁判官谷川克、須田賢の手にかかると、「犯罪の内容」ということになるわけである。「犯罪の内容」とはいうまでもなく「犯した罪の内容」ということであり、我妻・吉田が罪を犯したと森岡らが考えていることを示している。だが、この八月二五日の段階はまだ公判は五回しか終了しておらず、平君宅における「物」の押収とその「物」の鑑定等しか証拠が提出されておらず、どのように考へてもその「物」と被告人を結びつける何らの証拠も提示されていないのである。またたとえ結びつけるものが出てき、検察側の立証の段階でたとえその立証がかなりの説得力のあるもの

ら有罪の推定を受けるべきものと考へてゐることを意味しており、「吉田の方が証拠が少ないから姉妹との接見は認めない」という発言がそのことを明瞭に示している。証拠が少ないということはそれだけ無罪の可能性が多いというように全く考へないわけであり、「証拠が少ないから、その少ない証拠を隠滅されないように」ともつばら考へてゐるのである。

以上いっつか示したようなブルジョアジの強権的政治支配のあらわれをとりえてフアンズムだとかボナバルティズムだとか主張する諸君もいるのであるが、それは明らかにブルジョア民主主義を美化する試みであり、そして生産手段の独占者である資本家階級、大地主への労働者階級の経済的服従がその根底にあることを隠ぺいする試みに他ならない。確かにブルジョアジは、ブルジョアジとプロレタリアートの法の前の平等といった形式をまかりすててあからさまな強権によつてその政治的支配を行わざるを得なくなつてきており、それが日本帝国主義の東南アジアへの侵略反革命の強化と、国内に於けるインフレーションと失業、過剰生産恐慌、プロレタリアートの階級闘争の昂揚の中で一層強力に進行している。そして同時に、ブルジョアジはこの支配を天皇を政治の前面に登場させることによつて隠ぺいすることを試みてはいるが、これを称して我々はフアンズムとかボナバルティズムとかいうことはできない。今進行しているこの強権的な支配はブルジョア民主主義の真の姿を示しているものであり、これがブルジョア民主主義と異つたものであるかの如く考へる人々は、ブルジョア民主主義がブルジョアジのための民主主義以上のあるものであるかの如く考へてゐるのであり、ブルジョア民主主義を美化してゐるのである。そしてそうすることによつて、この強権的な支配の根底に生産手段の独占者である資本

であつたとしても、弁護人・被告側の反証が残されてゐるのであつて、決して被告人が「罪を犯した」などと考へてはならないのである。にもかかわらず、この森岡氏は何の証拠もみることもなく、ただ被告人が検察によつて起訴されており、地裁一四部によつて勾留され、接見を禁止されたことをもつて「犯罪者である」という予断を持つてゐる。この点に関しては、第七回公判において吉田によつて取りあげられ、継続事項となつてゐるのであるが、このように裁判所が検察側、被告人、弁護人側に対して第三者的立場にあるなどというところは全くの幻想であり、裁判所は事実上、裁判が始まる前に被告人の有罪を確信しており、有罪を通告するにあつての理屈を作りあげることが裁判であると考へてゐるのである。

このように東京地裁の裁判官森岡らの真の姿はすでに白日のもとにさらされてしまつたのであるが、以下さらにこの森岡らがいかに悪らつた訴訟指図をしてゐるかを示しておきたい。

まず、釈明・求釈明の問題から見ていきたい。求釈明・釈明は、検察側の公訴事実・冒頭陳述についてなされたのであるが、まずその方法について述べておかねばならない。刑事訴訟法第二五六条は「③公訴事實は、訴因を明示してこれを記載しなければならぬ。訴因を明示するには、できる限り日時・場所及び方法を以て罪となすべき事實を特定してこれをしなければならぬ」と述べられておるべき事実を明らかにしなければならぬ。但し、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならぬ。但し、証拠により証明することができず、又は証拠としてその取調べを請求する緊急のない資料に基いて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめるおそれのある事項を述べることができない。」と述べられてゐる。これは被告人が防禦権を行使し、弁護人が弁護の権利を行使するために

訴因とされた事実、そして実証すべきものとされている事実を、検察側にあらかじめ明らかにさせておくためにも叶われているのである。従つてこれらの事実が不明確である場合、また冒頭陳述に關しては立証できない事項であると考えられるにもかかわらず、述べられていることに關しては当然検察側に釈明を要求しなければならぬ。その手續に關して刑訴規則第二〇八条は「①裁判官は必要と認めるときは、訴訟關係人に対し釈明を求め、又は立証を促すことができる。②(略)③訴訟關係人は、裁判長に対し、釈明のための発問を求め、又は立証を促すことができる。」この点に關して、釈明権を持つてゐるのは裁判長だけであるという見解と「釈明のための発問を求め、又は立証を促すことができる」と「が認められている以上他の訴訟關係者にも釈明権があるのだ」という見解があるのであるが、それはこの③項の「釈明のための発問」が、例えば被告人が、検事の釈明を求め、又は立証を促すこと、それとも、裁判長が検事への釈明を求め、又は立証を促すこと、すなわち問を發すると述べられてゐる以上それは釈明を求め、又は立証を促すこととして理解されるべきであり、この③項はただ、裁判官の許可を得て、それを行わねばならないのだというように理解すべきである。そして現在、東京地裁においても、基本的にこのように解釈されており、被告人は裁判長の許可を得て検事に対して釈明を求め、それに対して検事が一部を答え、他を「冒頭陳述で明らかにする。」とか「立証段階で明らかにする」とか「答える必要がない」というのだが、それに対して裁判長は検事の答えない部分の一部について「その点に關しては答えない」というように釈明をさらに要求するのである。

所が、この森岡のやり方は全くちがつており、被告人・弁護人の

との質問に、裁判長森岡は先の検事の釈明をそのまま繰り返して「一括して所持していたことが使用に供すべき器具に当たるのでしよう。」と答えている。

森岡は知つたかぶりをして検事の代弁をしてゐるが、検事は弁護人の「塩素酸カリウム・ニトロセルローズ」といつた薬品が何故「器具」に当たるのかという求釈明に対して、「爆発物であるピクリン酸とその他のものを一括所持した状態並びに使用目的よりして『その使用に供すべき器具』と認められるのである」と答えているのであり、ここでは「塩素酸カリウム・ニトロセルローズ」が『その使用に供すべき器具』として認められる理由を述べているのであつて、その個々がそうであるのか、それとも塩素酸カリウムからスイツチ等のもの全体でそうであるのかというこの解答ではないにもかかわらず、「一括して所持していたことが使用に供すべき器具に当たるのでしよう」という回答にもならない代弁をしてみせているのである。むしろそれに対して弁護人は、それは裁判長の考えでしょう、と婉曲に批判して検事の釈明を促したのであるが、検事はせつかく裁判長がああ言つてゐるのだから、ということかどうか分からないが、裁判長の言うことを繰り返すのみであつた。

さらに、この森岡茂の出しやばりはひどいもので、被告人兩名と坂井の間にあつたとされている共謀は、順次共謀か、それとも一括共謀かという被告人の求釈明に対して、答える必要がないとし、さらに釈明を求めると、それは弁護士さんとの打ち合わせの場で検事が話してゐたのである。被告人も傍聴人もいない所で話をもちつて、公判廷においてその部分を明らかにせずに裁判を進めようというのであるから事実上の公判主義の否定であり、当事者主義の否定である。そしてこの裁判長森岡のやり方への弁護人の批判に対

求釈明がなされると、その何点かについては答えるべきだといひ、何点かについては立証段階で明らかにすべきことであつて答えるべきではないといひ、残りは答えても答えずともいいいといひである。つまり明らかに釈明権は裁判長のみが持つてゐるのであり、だから釈明は裁判長が指示するのだという考えにもとづいてゐるのである。当然これに対しては検事は「答えるべきこと」とされた部分だけを答えることとなる。ここでの問題は、被告人・弁護人から求釈明権が奪われていること自体であり同時に、この求釈明権の被告人・弁護人からの剝奪は単に裁判長が求釈明権を独占するということとを意味するのではなく、検事の釈明を免除するために、被告人・弁護人から求釈明権の剝奪が行なわれているということである。そして、であるがゆえに、被告人・弁護人の防禦権・弁護権の著しい侵害を伴うものである。つまり森岡は、求釈明権は裁判長により被告人・弁護人は、裁判長が検事に釈明を求め、又は立証を促すための発言を求め、又は立証を促すこと、それが裁判長の許可に限りにおいてであると述べるとどまらず、公訴事実に關して、これは検事の主張であり、事実が明らかにされなくてもかまわないのだと公言するに至つてゐる。先に引用しておいたごとく、刑事訴訟法は明確に「できる限り日時・場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定」ように述べてゐるのだが、森岡は公然とこれを否定するに到つてゐる。森岡はその権限を利用し、できる限り検事側を擁護してゐるのである。

このように、被告人、弁護人にとつての求釈明の定義を否定した裁判長森岡は、被告人、弁護人の求釈明に対して検事に代つて答えてみせるということまで行つてゐるのである。たとえば、弁護人の「使用に供すべき器具」といふのは、塩素酸カリウムからスイツチに至るすべてのものでそうなのか、それともその一つ一つがそうなのか、

して、森岡は被告人が弁護人を信頼できるようにして、被告人が弁護人にまかせることができるようにしてほしいなどと言つてみせるのであり、前記の発言は口がすべつたということではなく、当然のことであると考へてゐるのである。

要は、森岡は、被告人の存在などどうでもよく、弁護人だけを相手にして(ほんとうは弁護人もいらぬと思つてゐるのだらう)、事務处理的に裁判を進め、早く判決を下したいのである。自らの訴訟指揮に対する批判や弾劾に対しては森岡は全く神経過敏である。いくつかの例をあげよう。

釈明1 求釈明の問題をめぐつて被告人と裁判長とがやりとりしてゐたとき、裁判長の論理のあまりのひどさに、思わず傍聴人が「ムチャクチャだ」と一言喋つたのである。すると裁判長は何の警告も与へることもなく、即座に退廷を命じた。もう一つの例。警察官が大声で真面目くさつて宣誓をするのを聞いていて、吉田と我妻は若干声を出して笑つたのである。そうしたところ、裁判長森岡は何故笑つたのかと追及し、吉田は「笑ひたかつたから笑つただけだ」とつづねたところ、森岡はさらに「証人に謝る気はないか」と追及し、吉田は「謝る気はない」と述べた所、退廷である。この森岡は千葉地裁に居た当時、三里塚闘争を闘つてゐる農民・労働者にたいめつけられたのであろう。ブルジョア裁判官のこのような反動的被害妄想は弾劾されなくてはならない。

森岡は、被告人は単に裁かれるべきものだと考へており、とりわけ、我々共産主義者同盟(RG)は裁かれるべきだと考へてゐる。しかし、この公判では、我々共産主義者同盟(RG)がブルジョアジーを裁くのであつて、森岡を裁くのだということを、吉田・我妻の公判は示すであらう。

(九月二五日)

私は今法廷に立つて居るわけであるが、これは私が望んで居ることではない。私は現在未決監獄に拘禁され、裁判の当事者、すなわち被告になることを強要されているわけである。従つて私はまず、私を拘禁し、被告になることを強要しているこのブルジョア国家権力、そして私が被告という立場で当事者になることを強いられている裁判に対する私の態度を明らかにすることから私の陳述をはじめたい。

エンゲルスは国家に関して「家族・私有財産及び国家の起源」でこう述べた。

「国家はいつしてそこから社会に押しつけられた権力ではない。それはまた、ヘーゲルの主張するような、人倫的理念の現実性でも、理性の似姿および現実性でもない。それはむしろ一定の発展段階における社会の産物である。それは、この社会が自分自身との解決不可能な矛盾に絡みこまれ、自分で払いのける力のない、和解できない対立物に分裂したことの告白である。ところで、これらの対立物が、すなわち相争う経済的利害をもつ諸階級が無益な闘争によつて自分自身を社会を消耗させることのないように、外見上社会のうえにたつてこの衝突を緩和し、それを秩序の枠内に引きとめておく権力が必要になつた。そして社会から生まれながら社会のうえにたち、社会にたいしてみずからをますます疎外してゆく権力が国家である。」(国民文庫二二二ページ)

以上をレーニンは、「国家と革命」で引用して、「ここには、国

家の歴史的役割とその意義の問題についてのマルクス主義の基本思想が、まったく明確に言いあらわされている。」(国民文庫一六六ページ)と述べているが、国家の歴史的役割に関してレーニンは「国家について」でこう述べている。

「この問題でまず注意しなければならないことは、国家はつねに存在していたわけではないということである。国家のなかつた時代があつた。国家は、諸階級への社会の分裂が生じるところで、また生じるときに、搾取者と被搾取者が出現するときに出現する。」(国民文庫「国家と革命」一六〇ページ)

すなわち、国家は諸階級へ社会が分裂することによつて、相争う経済的利害の対立した階級が発生することによつて、その限りで発生し、そしてその限りで存続するわけである。従つて資本制的生産様式が支配的な社会、資本家、地主、労働者という三大階級に分裂した社会では当然国家は存続することになる。次に国家の意義に関してであるがレーニンは同じ「国家について」でこう述べている。

「問題の核心を求めるとすれば、国家とは、つまるところ、人間社会から分離されたこういう統治の機関にほかならないということがわかるであろう。統治だけを仕事とし、統治のために特殊な強制機関、他人の意志を暴力に服従させるための機関——監獄、特殊な人間部隊、軍隊、その他——を必要とする特殊な人間集団が出現するときに、国家は出現するのである。」(同一六一ページ)

エンゲルスが「社会のうえにたち、社会にたいしてみずからをますます疎外していく権力」と述べたところをレーニンは「人間社会から分離された」「統治だけを仕事」とする機関と述べている。ここで述べられている社会、人間社会とは経済的な点から見た社会であり、物質的生産諸関係の総体を意味しており、国家は物質的生産

諸関係から分離し、独立した機関であることを述べているのである。それは資本制的生産様式のもとでは最も明確にあらわれ、生産諸関係の担い手としての資本家、地主、労働者から離れ、独立した機関を国家が構成していることは明らかであろう。以上の点に関してエンゲルスはもつと具体的に語っている。

「みずからは武装力として組織する住民ともはや直接には一致しない、一つの公的権力を打ちたてることである。この特殊な公的権力が必要なのは、諸階級への分裂が生じて以来、住民の自主的に行動する武装組織が不可能になつたからである。……こういう権力はどの国にもある。それは武装した人間からなりたつて居るばかりではなく、さらに氏族社会のまつたく知らなかつた物的な付属物、すなわち監獄やあらゆる種類の強制施設からなりたつて居る。」(「家族・私有財産及び国家の起源」国民文庫二二二ページ)

「この公的権力を維持するためには、国家の公民の献金が必要である。——すなわち租税である。これは氏族社会には全く知られていなかった。しかし今日ではわれわれはこれを知りすぎるほど知っている。文明の進歩につれて、租税でも足りなくなる。国家は将来をめぐりに手形をふりだして借款する。すなわち国債である。」(同二三三ページ)

このように国家は住民の自主的に行動する武装組織と異つた、この住民から分離した暴力装置をもつた公的権力である。それは租税国債によつて経済的に自己を維持するわけである。むしろ最初に引用したエンゲルスの「社会のうえにたち」という言葉は単にこれだけのことを意味しているのではなく、レーニンが「統治だけを仕事」とする機関と述べていることと関連している。それについてはエンゲルスはこのように語っている。

「国家は階級対立を抑制しておく必要から生れたものであるから、だが同時にこれらの階級の衝突のただなかで生れたものであるから、それは通例、最も勢力のある、経済的に支配する階級の国家である。この階級は国家を用具として政治的にも支配する階級となり、こうして被搾階級を抑圧し、搾取するための新しい手段を手に入れる。」(同二二三―四ページ)

つまり経済的支配階級は国家を用具として政治的にも支配する階級となり、国家を手段として政治的にも被搾階級を支配するのであるが、この政治的支配は社会から分離した統治だけを仕事とする機関を通じて行なわれるために、社会から分離したこの機関が主体となつて統治するという形になつてあらわれるのである。それについてエンゲルスはこう述べている。

「社会は、自分の共同の利益の処理にあたらせるために、はじめは簡単な分業によつて自分の諸機関をつくりだした。だが、国家権力をその頂点とするこれらの機関は、時がたつにつれて、自分自身の特殊利益に奉仕して、社会の従僕から社会の主人に変わつてしまつた。このことは、たとえば世襲君主制のもとでみられるだけでなく、民主共和制のものでまかつたく同様に見られることである。」(「フランスの内乱への序文」国民文庫二四四ページ)

このようにブルジョア国家は代議制民主主義を発展させることによつて一方で社会の自治の外観を取るものであるが、他方社会に対して自立し、社会の主人であるという外観をあらわに示すのである。マルクスは「フランスの内乱」・「フランスの階級闘争」・「ブルジョア内乱」においてフランスのブルジョア国家の発生、発展を具体的に述べているが、「フランスの内乱」では、「常備軍・警察・官僚・聖職者・裁判官という、いたるところにゆきわたつ

た諸機関 体系的で階層的な分業の方式にしたがつてつくりあげられた諸機関 をもつ中央集権的な国家権力は、絶対君主制の時代に始まるものであつて、生まれかけていた中産階級社会にとつて、封建制度とたたかうための強力な武器として役立つた。」(国民文庫P七七)という所からはじめルイ・ボナパルトの政権に至るまで述べていつている。資本制の生産様式の発展とともにこの軍隊と官僚機構が肥大化し、社会を覆いつくすかのごとき外親を呈することはさげられないものであるが、同時にこれと並行して民主共和制の形態も発展する。この民主共和制に関してエンゲルスとレーニンはこう述べている。

「最高の国家形態たる民主共和制はわれわれ現代の社会関係においてはずすまざるべきに必然となりつつあり、またこれがプロレタリアートとブルジョアジーの間の最後の決戦をたたかひぬくことができる唯一の国家形態であるのだが、この共和制は、公式にはもう財産の差をまつた問題にしない。ここでは富はその権力を間接的に、しかしそうであるだけにいつそう確実に行使する。一方では直接の官吏の買収の形で、その典型的な見本はアメリカである。他方では、政府と取引所の同盟の形で、これは国債が増加すればするほど、また株式会社が運輸だけでなく、生産そのものをその手に集中し、さらに取引所をその中心とするようになればなるほど、いよいよ容易におこなわれる。」(「家族・私有財産及び国家の起源」P二二四―五)

「富の無制限の権力が民主的共和制ではいつそう確実なのは、この権力が資本主義の質の悪い「政治的」外被にたよつていないからである。民主共和制は資本主義の最良の政治的外被であり、そのためにひとたびこの最良の外被を(……)わがものにする、資本は、その権力をき

わめて信頼できる確実な土台のうえにきづくために、ブルジョア民主共和制では、人物や、制度や党派のどうような交替も、この権力を動揺させることができないのである。」(「国家と革命」P二四)

つまり、生産手段の資本家階級、大地主による独占とそのもとへの労働者階級の経済的服従という条件のもとではこの民主共和制はブルジョアジーのためのものであり、労働者階級にとつては何ら実質を伴わない形式にすぎない。同時に経済的独占者である資本家階級・大地主はこの民主共和制という形式を通して自らの政治的支配を維持し、遂行するにとどまらず、官吏との結びつき、政府との同盟を通じてそれを行うわけである。だからレーニンが述べるごとくひとたび民主共和制がブルジョア国家の外被として確立するや、例えブルジョアジーの直接的な党派によつて政権が掌握されないうことが生じてもブルジョアジーの政治的支配は遂行されることになるのである。もしくはブルジョアジーの政治的支配は遂行されることとなるのである。マルクスは先の「フランスの内乱」でルイ・ボナパルトの政権についてこう述べている。

「クーデターをその出生証明書とし、普通選挙をその認可証とし、剣をその帝笏とするこの帝政は、資本と労働の闘争に直接まきこまれていない膨大な生産者大衆、すなわち農民に立脚する、と称した。それは、議会制度を打破し、それとともに有産階級にたいする政府のあらゆる屈従を打破することによつて、労働者階級を救う、と称した。それは、労働者階級にたいする有産階級の経済的優越を維持することによつて、有産階級を救う、と称した。そして最後にそれは、万人のために国民の栄光のまぼろしを復活させることによつて、すべての階級を団結させる、と称した。実際には、それはプ

ルジョアジーが国民を統治する能力をすでに失つており、そして労働者階級がまだそれを獲得していないような時期における、ただ一つ可能な政府形態であつた。それは、社会の救い主として、世界じゆうで喝采された。この帝政の支配のもとで、ブルジョア社会は政治的苦勞から解放されて自分でも予期しなかつたほどの発展をとげた。その商工業は巨大な規模に膨張した。金融上の詐欺は超国境的無礼講を祝つた。大衆の貧困は、豪華な、けばけばしい、下劣な奢侈の恥知らずの誇示と対称して、いよいよ目だつてみえた。国家権力は、外見上社会のうえに高くそびえていたが、同時に、それ自体この社会の最大の汚辱であり、社会のあらゆる腐敗の温床であつた。この国家権力そのものの腐敗と、この権力によつて救われた社会の腐敗とは、プロイセンの銃剣によつて明るみにだされたが、そのプロイセン自身が、いまやこの統治の最高の本拠をパリからベルリンに移転させることに熱中しているのである。帝政主義こそは、生まれてよとする中産階級社会が自分自身を封建制度から解放する手段としてつくりあげはじめ、そして、成熟しきつたブルジョア社会がついに資本による労働の奴隷化の手段に転化した、あの国家権力の最もけがれた、同時に終局の形態である。」(P七九―八〇)

このようにブルジョアジーの直接的な政治部隊に対抗し、それを粉碎して登場したルイ・ボナパルトの政権はブルジョアジーのもとへの労働者階級の経済的服従を改めなかつたことはいうまでもないが、そのことは同時にブルジョア国家が何らブルジョア国家であることをやめなかつたことを意味している。つまりこのことは我々に二つの重要なことを教えてくれる。第一にブルジョアジーの政治的支配は直接的に資本家階級のために労働者に労働を強制するための手段ではない。それに関連するがエンゲルスはこう語つてゐる。

「階級対立をつうじて運動してきたこれまでの社会には、国家が必要であつた。つまりそのときどきの搾取階級が自分たちの外的な生産諸条件を維持するため、したがつて、とくに既存の生産様式によつて規定される抑圧の諸条件(奴隷制・農奴制または隷農制・賃労働)のもとに被搾取階級を力づくで抑えつけておくために用いる組織が必要であつた」(「反デューリング論」国民文庫II P五〇―一)

すなわち、支配階級は支配階級の生産諸条件を維持するためにその政治的支配を行なうのであり、それは奴隷制・農奴制のもとでは文字通りこの権力の力をかりてその生産諸条件のもとに労働する者を直接的に縛りつけておくために行なわれた。しかし、資本制の生産様式の下では「それは階級専制の用具という性格を、富の横領者による富の生産者の社会的奴隷化、労働にたいする資本の経済的支配を力づくで永久化するための政治的機関」(「フランスの内乱、第二草稿」P一六〇)という性格を持つものである。すなわち、資本家階級はブルジョア国家権力を自らの経済的独占を擁護し、労働者階級の資本家階級への経済的服従を永久化するための手段として使用しているのである。

第二に、ブルジョア国家権力は通常は社会の自治のごとき形式を示しつつも、すでに見たごとく社会一般に対して主人であるかのごとき外親を示すのであるが、それはこの機構が社会から著しく分離独立しその機構を肥大化させていくことに負つてゐる。そして資本制の生産様式の発展に、よつて資本家階級の経済的独占と労働者階級の経済的服従がより強固になり、それにつれてこの国家機構の分離、肥大化が著しくなればなるほど政権の合法的交替はいうまでもなくいかなるグループによるこの政権の占拠によつても、例えそ

それが社会に優越した権力を自稱し、支配階級の利益を自己の支配に
従属させるものであつても、その権力は支配階級の政治的支配のテ
コであることをやめないものである。だからマルクスは「フランスの
内乱」でバリ・コンミュニオンを総括してこう述べた。

「労働者階級は、できあいの国家機構をそのまま掌握して、自分
自身の目的のために行使することはできない。」（国民文庫P七六）
そしてレーニンが最初に引用したエンゲルスの文章に因つてこ
う述べた。

「もし国家が階級対立の非和解性の産物であるなら、また国家が
社会のうえに立ち、『社会にたいしてますます外的なものになつて
ゆく』権力であるなら、明らかに、被抑圧階級の解放は、暴力革命
なしには不可能なばかりでなく、さらに支配階級によつてつくりだ
され、この『疎外』を体现している国家権力機構を破壊することな
しには不可能である。」（「国家と革命」P一七一—一八）

労働者階級のあらゆる形の隷属、あらゆる社会的悲惨、精神的退
化の根底に、生産手段の独占者である資本家階級、大地主への労働
者階級の経済的服従を明らかにすることができないならば当然資本
家階級と大地主の経済的独占を擁護し、労働者階級の経済的服従を
永久化させるというブルジョア国家の性格も明らかにならないので
あり、国家はあたかも社会の自治の機関であるかのごとき純粋民主
主義的見地に陥つたり、また国家があたかも主人であるかのごとき
急進民主主義的見地に陥ることになるのである。すなわち後者は労働
者階級の経済的服従を正しく把握することができず、労働者階級
の様々の状態の根拠に、その社会から分離し、独立化し、社会に対
して主人のごとくふるまう、ブルジョア国家権力を見るのであり、
それゆえブルジョア国家権力の打倒自体が目的となつてしまふので

かくして法律はそれ自体に精神的・道徳的な自由な土台を持つた
もの、自由意志の表現であるわけではない。それは現存する経済的
諸関係を人間の諸制限として規律づけ、秩序づけるものにはかなら
ない。むしろ資本制的生産様式が自らの足で立つようになるや経済
的諸関係はそれ自身の力で労働者を規律づけ、秩序づけるのである
が、それとともに労働者階級の階級闘争も発展する。経済的諸関係
の発展とともに労働者階級の闘争の形態をとるようになる。
それに対してブルジョア国家権力はこの階級闘争が資本家階級の経
済的服従の枠内で行われるように様々の諸制限をもうけるわけであ
る。つまりブルジョア法は資本制的生産様式の発展に照応して発展
する。経済的諸関係とそれに規定されて発展する階級闘争を支配階級
が総括した政治的意志の表現にほかならない。むしろ支配者階級は
このことを明らかに語るわけではない。彼らはブルジョアイデオ
ロギーに基づいてそれを表現するわけである。かくして支配階級が
いう公正とは、何ら国民全体の利益を意味するものではなく、支配
階級の利益に奉仕すべく、支配階級の経済的支配を永久化するため
の支配階級の政治的意志としての法が、国民の総意に基づいて作ら
れたものだという形式を取っている所にあるだけであり、従つてそ
の公正なるものは、労働者階級が自らの社会的地位とその使命を理
解しえていない限りで通用するにすぎない。かくしてブルジョア裁
判がブルジョアジーの独裁を隠ベイするいちじくの葉にほかならな
いことは明らかである。

そしてこのことは、我々がこの裁判に当つてブルジョアジーと比
較すること自体が問題にならない経済的諸条件におかれていること
そのうえ被告人本人が拘禁され、さらに接見禁止といつた政治的制
限が付け加えられているという不利な条件のもとにおかれているば

ある。

だがいうまでもなく、労働者階級は、労働者階級の経済的解放と
いう自らの目的のために、ブルジョア国家権力をそのまま掌握して
役立てることはできないというものであり、従つて労働者階級はそ
の目的のためにブルジョア国家権力を粉砕してプロレタリアート独
裁権力を樹立しなければならぬのである。

裁判はブルジョアジーにとつて大切なものであるらしいが、この
「公正な手続き」・「公正な裁判」の公正とはいつたい何なのか。
それは単に法律の手續きに従い、それに基づいて裁くということ

意味しているだけである。ではその法とは何なのか。

「現存するものを法律として神聖化し、また現存するもの
——習慣および伝統によつて与えられた——諸制限を法律的諸制限とし
て固定化することは、社会の支配者部分の利益とするところだとい
うことも明らかである。他のいつさいを度外視すれば、現存状態の
基礎に横たわる関係——のたえざる再生産が時のたつうちに規律づ
けられた秩序づけられた形態をとるや否や、とにかくおのずからこ
うしたことが生ずる。そしてこの規律と秩序は、それじしん、あら
ゆる生産様式——これは、社会的に確立し、たんなる偶然または恣
意から独立しなければならぬ。——の不可欠な契機である。この
規律と秩序こそは、あらゆる生産様式の社会的確立、したがつて単
なる恣意および単なる偶然からの相対的解放の形態である。あらゆる
生産様式は、生産過程ならびにこれに照応する社会的諸関係の停
滯の状態のもとでは、それじしんの単なる反復的再生産によつてこ
の形態を達成する。この形態は、しばらしつづけば、習慣及び伝統
として自らを確立し、ついには明文の法律として神聖化される。」
（「資本論」第三部P八四四）

かりではなく、我々は資本家階級の経済的独占を擁護し、労働者階
級の経済的服従を永久化するためのブルジョアジーの政治的意志の
表現である法律を武器として闘うことを余儀なくされているという
不利な条件のもとにおかれていることを意味する。しかし、私は獄
中・獄外の同志と固く団結してこの裁判においても可能な限り闘う
つもりである。私は裁判の結果そのものに關しては幻想を持つてい
ない。支配階級は、結局裁きたいように裁くのである。法的手続き
に従い、法による裁きのようにみせかけつつもそれを手前勝手に解
釈し、さらにはそれを公然と破つてさえ自らの政治的目的を達せん
とするのは支配階級のいつものやり方である。しかしこういつた支
配階級のやり方を我々は裁判闘争の中で明らかにできるし、しなけ
ればならないと私は考えている。裁判がブルジョアジーの独裁の粉
飾にほかならないとを、我々に対する裁判においても暴きだすこ
とが必要だと私は考えている。そのことによつて少しでも多くのプ
ロレタリアートがブルジョア裁判に対する幻想を持つことなく、プ
ルジョア国家権力に対する正しい態度を持つて闘いに参加するよう
になることを私は期待している。

一九七七年六月二二日

ハ 編集 委 よりV

六号掲載の田中同志の最終陳述書の最終行（P三三）への追加。
「はそれらの問題に対する真の解決の結果でもある。

二・一四赤軍派との党派闘争において、その後不覚にも政治警察
に逮捕され、起訴・勾留されているのだが、私の資本家階級とその
国家権力に対する階級的憎悪は、革命戦争派の真の単一党建設の事
業への力を今やより一層与えてくれるのだ。ハ以上V」

まずはじめに、昨年十月十三日夜をもつて公然として開始されたブルジョア国家権力による政治警察による共産主義者同盟(RG)に対する大弾圧はプロレタリアートに何を示したか。それは一九七六年に開始された「ロッキード事件」騒動に於いて久しぶりに「正義」の体现者としての演技を行なうことによつて、一部の国民をうつとりさせた日本の警察と警察が、警察と官僚がしつかりしていればわれわれは安心だ。なるブルジョアジーのリクエストに応え「RG弾圧」を行なうことにより、ブルジョア国家権力警察・官僚制度がプロレタリアートからは勿論のこと、ブルジョアからも独立した機関であるかの如き、信じ易く欺され易い善良な「国民大衆」の淡い警察・官僚制度に対する幻想を打ち砕いたのである。つまりブルジョア国家権力がブルジョアジー内の諸分派間の闘争の用具としてあることが本質なのではなくブルジョアジーによるプロレタリアートに対する階級支配の用具としてあること、を示したのである。しかし、他方では、国家権力に対するプロレタリアートの不信感や憎しみをたぶらかすため、国家権力に対するプロレタリアートの不信感や憎しみをたぶらかすため、国家権力機関内での猿芝居も演出する。その良い例が今年の五月八日に、国家権力警察機動隊による東山君虐殺に対するプロレタリアート、人民の国家権力警察に対する憤激とその大きさに恐怖した国家は自らの一機関である検察庁に、ほとぼりがさめるまでの間に限り、八百長の猿芝居を演じさせているのである。しかし、そんなことで革命的プロレタリアートや、

国家から略奪と弾圧以外に何も受けとることのなかつた三里塚農民を先頭とする被弾大衆の眼をいつまでも懐柔し欺きとおすことはできないのだ。

私がこの東京地方裁判所の法廷にいるのは、決して自分の自由な意志によるものではなく、ブルジョア国家権力の暴力によつて引きたてられて来たのである。私の両手にはめられた鉄の手錠はそれをまく物語つてゐる。

そして私の手に手錠をはめた者は国家権力であり、その国家権力を使用している者はブルジョアジー及びその階級的意志である。私になぜ、かかる問題に固執するのかと言え、私と国家権力との関係の中には、われわれの政治的信条と政治活動を根拠づける現実が存在しているからである。

次に私は、当法廷に引きたてられて来るまでの経過を簡単に述べておきたいと思う。

私は本年二月八日、党活動に従事するところを警視庁公安部の数名の政治警察(勿論全員が「私服」着用)によつて逮捕された。彼らは私の手に手錠をはめると共に、逮捕状を示した。そして、私はこの逮捕状なるものが「裁判官のあらかじめ発する逮捕状」であることを知るとともに、政治警察つまり警察が裁判所と共謀のうえ私を逮捕したことを知った。私を逮捕した政治警察は例によつて、私の所有物を物色し略奪し去つた。その上、われわれ二人の逮捕を口実として共産主義者同盟(RG)の「関係者」宅を襲ひ多数の物品を略奪したのである。私を逮捕した彼らは私を一端、人民の血で塗られた警視庁の地下に連れ込み、その後、久松警察署の留置所にほり込んだ。この留置所は、国家の暴力組織たる警察署内に設置されているわけだが、今日、革命的プロレタリアート、人民から「代

用監獄」と呼ばれて、その廃止、解体が要求されている暴力施設である。この代用監獄ほど国家権力の本質、従つて今日のブルジョア民主主義政治体制の本質を示すものも、他にあまりないほど、「被疑者」にとつて屈辱きわまりないものである。

だが、そのような国家権力による「待遇」は、私にブルジョアジーとブルジョア国家(とブルジョアジーの下僕ども)への態度に於いて階級的憎悪と非妥協の精神を燃え上らせ、そうすることによつて、ブルジョア国家に対する民主主義的幻想や軽心の発生する余地のないものにしたのである。国家権力は私を動物園のゴリラの檻のような独房に監禁しただけでは満足せず「接見禁止」そしてその勾留延長(つまり監禁、拷問の延長)を決定したのは誰れであつたのか。それは他でもなく裁判所と裁判官なのである。しかも検察官と共謀のうえで、国家権力によるむき出しの暴力支配これが「代用監獄」に於ける「被疑者」の立場である。つまりここで、国家権力と「被疑者」の関係はあからさまな支配と隷属・抑圧と反抗の関係でしかあり得ないということである。このような「被疑者」がおかれてい

「私と君との関係は対等なのだ」「君には黙秘権あるから自己に不利な供述はしなくともよい」と。なんと民主警察であることよ、だが資本主義社会の政治的外被として民主共和制や、その「民主警察」の本質がブルジョアジーの独裁であり、その道具としての「民主警察」である。このような本質を暴露するのに、この警察官らは大して、時間をとらなかつた。

つまり取調べの政治警察は、私を「取調べ」るに先きだつて私に憲法で保障された権利のあることを一応は示した。そのうえ、警察は法律に従つて行動することを告げた。(但し、他方では、治安維持法や治安警察法がのさばつていた「戦前のように公然たる拷問ができればどんなにいいかれない」(警察官の発言)と本音を漏らす。)。次に、私に保障されているらしいブルジョア憲法上での諸権利(思想、生命の自由、黙秘権等)をあからさまな形で侵害せんとあらゆる努力を払つた。すなわちブルジョア憲法上「被疑者」には黙秘権が保障されているから、それを尊重し、他方では黙秘権を行使するという、「取調べ」る者と、調べられる者との関係は、調べる側である警察官によつて一方的に打ち破られたことを意味する。ここに戦前は切られたのである。政治警察にとつて被疑者の黙秘権や思想の自由(共産主義思想の自由)を尊重し擁護することは、ブルジョア独裁の用具としての警察の利益にもならず、又当然にも国家すなわちブルジョアジーの利益にならないことを知つてい

それは戦前からの日本の警察に対する常識である。

実際、政治警察の「取調べ」なるものは、私に、精神的、肉体的苦痛を加え、私の思想の自由を侵害し、黙秘権を侵害し、それらの諸権利をいかに放棄させるかというやり方であつた。すなわち、精神的、肉体的苦痛を加えておいて、そのうえで、その精神的、肉体的苦痛からの解放といわゆる「自供」や「転向」を取引きせんとする全く卑劣なやり方である。しかし、警察官は言つたものである

ブルジョアジーに対するプロレタリアートの階級闘争の場であるということを暴露したのである。

だから私の取調べに対する態度は、この取調べの場が階級闘争の場であるという立場に立ち政治警察による転向と自供の強要に対して完全黙秘と無言の思想闘争によつて、党とプロレタリアートの利益を防衛するために全力で闘わねばならないというものであつた。

実際、私は、このような態度でもつて、取調べと称する共産同（RG）壊滅作戦を粉砕するため闘い抜いたのである。そして、この私の闘いは敵の密室監禁状態の中で闘われたのであるが、決して孤立無縁の闘いではなかつたのである。

私は、二月二十八日に、検察によつて起訴され二十日余に亘るブルジョアジーの犬たる政治警察による「取調べ」から、私に対する従つて全プロレタリアートに対する罵声と侮辱の嵐から解放を勝ちとつた。

そして次に投獄、機械のベルトコンベアーは私を国家の暴力施設たる拘留所に運び、そこに監禁し今日に至つてゐる。この拘留所も又国家の本質を知る上でなかなか興味深い施設であり、国家論の学習の生きた教材である。そして、今、投獄抑圧機械のベルトコンベアーは、私を遂にブルジョアジーの法廷に運び込んだのである。こうして、私は逮捕、拘留、取調べ、起訴、拘留、公判と投獄抑圧機関の各段階を通過して来たわけである。その全過程は、闘いの過程であり、なによりも「国家と革命」の生きた学習の過程でもあつた。私の「行程」は、まだ終点についているわけではなく、従つて「国家と革命」についての生きた学習は、まだまだつづく。

当面、裁判所、検察、拘留所等々の国家機関が「国家と革命」に関する生きた学習の素材として役立てることができたらうし、又、

る法の權威を確保するため、法廷等の秩序を維持し、裁判の威信を保持することを目的とする」とされ、第二条に、違反者に、公的暴力の発動による制裁が明記されている。つまり、法の權威、法廷の秩序も裁判の威信も公的暴力に依拠しなければ維持できないことを告白しているのだ。だが、このことはブルジョア国家権力、ブルジョア法、ブルジョア法廷、ブルジョア裁判の階級の本質に由来しているのである。なぜならプロレタリアートは、ブルジョア国家権力、ブルジョア法廷等の威信とか權威とかを認めるわけにはいかないからである。ブルジョア国家がプロレタリアートに対して「權威」の強要を行なう時エンゲルスの次の言葉を思いだす。

「……『公的暴力と徴税権を握つて、官吏は社会の機関でありながら、いまや社会の上に立つてゐる。氏族社会の諸機関にはらわられていた自由な、自発的な尊敬ではたとえ彼らがそれをかちえることができたとしても彼らはものたりない……。』そこで、官吏の神聖不可侵をうたつた特別の法律がいくつもつくりだされることになる。

『もつとも下つたの警察官でさえ』クランの首長よりも大きな「權威」をもつてゐる。だが文明国家の軍司令官ですら社会から「捧切れをふるつて手に入れたわけでない尊敬」をかちえていたクランの長老をうらやましく思はずにはいられまい。」（レーニン「国家と革命」より）

以上のことから、私は本公判を階級裁判として把え、党とプロレタリアートの利益を守り、貫徹するため、階級闘争として公判に臨まなければならぬ。

だが、現実のわが労働者階級の大多数は、現存の資本制的な社会秩序を自然にして、永久的なものと思ひ込み、従つて、自らのこの社会での経済的地位についての自覚をもつていないことも事実であ

それらの素材は、私の期待を裏切ることなく革命的マルクス・レーニン主義の国家学説の正しさを改めて証明してくれるにちがいないと確信する。

以上のような私の原則的な見地に立つ時、裁判所や裁判官そして今日のブルジョア法体系が資本主義社会の経済的・下部構造に属するものではなく、従つて、資本制的生産様式の一部ではなく、それは資本制的生産様式に照応する政治的・上部構造すなわちブルジョア国家機構を構成しているブルジョア国家権力の一部であることがわかる。だから、裁判所とはブルジョア国家権力の階級の本質からしてプロレタリアートにとつては、階級抑圧の用具なのであり、従つて裁判は階級裁判であり、しかも、それは、階級抑圧を合法化するための儀式でしかない。

そして、昨今の司法の反動化は、この儀式すら満足にとり行なわれないのである。このような裁判に於いて「公正さ」や「独立性」の基準となるのはブルジョア法という抑圧法である。勿論たとえ「悪法」であつても法なのである。

従つて、どんなに「民主的」で且つ、公明正大な裁判官であろうと裁判官が裁判官である以上ブルジョアジーの意志を代弁し、執行する抑圧者としての役割を果すのである。勿論このことは、裁判所があの典型的なブルジョア政治家である田中角栄やブルジョアである若狭らの裁判のように、支配階級内部の利害調整や統制委員会として役割を兼ねていることと矛盾するものではない。そのことで、裁判所の階級抑圧の用具としての性格もいささかも変らぬ。

裁判所の階級の本質をよく示すものに「法廷等の秩序維持に関する法律」がある。この法律の第一条は次のようにブルジョアジーの階級的意志が表明されている。「第一条この法律は民主社会に於け

る。そして国家や法律に対してもブルジョアの迷信を抱いている。

だからこそ大多数のプロレタリアートは現存の社会秩序に対して、自然発生的な不満や批判をもちつつも、国家や法の階級の本質を見抜くことができず、ブルジョア国家権力やブルジョア法の權威を批判できず、容認してしまつてゐるのである。このようなプロレタリアートの現実、なによりも、国際共産主義運動が、レーニンの死後、スターリン主義と反スタマルクス主義によつて、革命的マルクス・レーニン主義が投げ捨てられて来たことに帰因してゐるのである。そのことにより、プロレタリア大衆の階級的意識は全く墮落させられて来たのである。限りなくブルジョアジーとブルジョア国家の洞喝に屈し、媚びをうり、卑屈な日共とその頭目たる官頭を見よ、あれがプロレタリアートの前衛であるとされて来たのである。

だが国家や裁判所に対する幻想や迷信がわれわれの手によつてそのヴェールがはぎとられ、全プロレタリアートの前に国家の秘密と資本制的私的所有の秘密が暴露される時が来たのである。

では、現実の労働者階級の大多数が現実の社会秩序や国家に対して、従つて、裁判所に対して、ブルジョアの迷信を抱いてゐるのはいかなるわけであらうか。

まず、労働者が現存の社会秩序、すなわち資本制的生産様式に対して自然信仰の迷信を抱いてゐるのは次のマルクスの分析によつて説明できる。

『一方の極には労働諸条件が資本として現われ、他方の極には自分の労働力がいかに売るべき何物ももたない人々が現われるというだけでは充分でない。また彼らをして余儀なく自由意志で自分を売らせるだけでも充分ではない。資本制的生産の進行につれて、教育や伝統や習慣によりこの生産様式の要求を自明な自然法則として承認

「そのような労働者階級が発展する」(マルクス資本論)つまり、資本主義社会の下で、労働者は労働者であるが故にたちどころに、共産主義的要求を持つようになるというものではなく、それどころか資本制の生産様式的要求を自明な自然法則として承認するような労働者階級が発展するのである。これが、プロレタリアートの解放のための闘争にあたって、プロレタリアート独自の革命党建設を不可欠とする現実である。

では、労働者階級が賃金奴隷制としての資本制的生産様式的要求を自明の自然法則のごとくに受け入れてしまうのであろうか。それはいかなる根拠にもとづくのだろうか。それは資本家への労働者階級の経済的服従は、「つまり、社会的立場からみれば労働者階級は、直接的な労働過程の外でも死んだ労働用具と同じように資本の附属物である。」(資本論三章)を内容とし、だから労働者階級の地位は「ローマの奴隷は鎖によつてその所有者につながれていたが、賃労働者は目に見えない糸によつてその所有者につながれている。彼らの独立という假象は、個人的雇主のたえざる変動と契約という法的擬制によつて維持される。」(資本論二章)というように、生産手段の独占者たるブルジョアジーにながれていくにもかかわらず、そのプロレタリアートをブルジョアジーのもとにつなぐ鎖がみえないのである。なぜみえないのか。それは「事実上、労働者、彼が自分を資本家に売るまえに資本に属している。彼の経済的隷属は、彼の自己販売の週期的更新や彼の個人的雇主の変化や労働市場価格の動揺によつて、媒介されると同時に隠べいされている」(資本論二章)からである。

だから、労働者階級に、あらゆる形の隷属やあらゆる社会的悲惨等々をもたらす資本制的生産様式的要求を労働者が、自明の自然法

を再生産し、永遠化している。かかる革命的宣告を受けたプロレタリアートはもはや恐れるものは何もない。従順で卑屈で善良な奴隷として使い捨てられ、そして単なる奴隷の生涯を終えて果てるのか、それとも、奴隷解放のため、従つて、プロレタリアートの経済的解放の事業のため、自己の生命と肉体を捧げるといふプロレタリアートとしての最も誇り高い生涯を送るか。自らの経済的地位を自覚し、自らの歴史的使命を自覚したプロレタリアートとつてこの問題への回答は明らかである。そして、このことこそ、奴隷主の階級たるブルジョアジーの死ぬほど恐れることである。だから彼らは、自らの国費で「マルクス経済学者」を雇い入れ、革命的マルクス・レーニン主義の卑俗化のための仕事をさせているのである。

以上のように、われわれは資本主義社会に於ける相対立する諸階級の経済的地位のちがいを従つてプロレタリアートの経済的地位を他の階級の調係に於いて明らかにすることこそ、プロレタリアートが現存のブルジョア的社會秩序に対する迷信を打破できるのである。始めて、なぜ機動隊が労働者のデモや集会を妨害し、なぜ警察が資本家の政治集会を防衛するのか、なぜ機動隊が政府の農地略奪と農民抑圧の道具となり、東山薫君を殺害したのか等々、つまり国家や法律が誰れのため、何のためにあるのかについて、ほんとうに理解できるようなのである。そして、それを正しく理解できるならばブルジョア国家に権力に対しても、革命的態度をとることができるのである。

次に、われわれの革命事業(プロレタリアートの解放事業)と密接な関係をもつ自衛隊批判と自衛官の革命的活動について簡単に触れてみたい。というのは、私自身元自衛官のひとりであり又、元自衛官であるものが革命と革命家に志願することは、何かのマチガイ

則であるかのごとくに受け入れてしまふのではなく、資本制的生産様式を变革し、労働者階級の経済的解放を実現するプロレタリアートの歴史的使命を担い参加していくためには、労働者階級は、この自然法則のごとき、資本の運動法則を理解し、プロレタリアートの経済的地位とその歴史的使命を正しく理解しなくてはならない。そしてその理解は、研究と学習によつてしか得られないのである。だからこそ、われわれ共産主義者は、プロレタリアートをプロレタリアートの経済的解放事業に参加させていくために、党による宣伝と政治的煽動が不可欠なものとなるのである。

今日、日本帝国主義は、その政治(支配のための)に於いて、益々政治的反抗と国家暴力を強化し、侵略と反革命のための戦争への道を邁進している。それは、必然的に裁判所とブルジョア法(刑法)の反抗をともなっている。しかしながらこれらは、帝国主義の時代とは、プロレタリア社会主義革命の前夜であることをプロレタリアートに、一層明らかにするものである。プロレタリアートはいかなるブルジョアジーによる政治的反抗と国家暴力によるテロルの嵐をも恐れはしない。だがそのようなプロレタリアートの革命的な力はどこから生まれるのか。プロレタリアートは支配されることに馴らされ切つた従順な羊の群でしかなくかつたのではないか。たしかに、そのとおりである。しかしそれは一面的である。温和で従順な羊の群は狼の群に変わり得るのである。つまり、従順な賃金奴隷が解放軍の戦士になることができるのである。そのためには、何よりもプロレタリアートは、労働者は、資本主義社会に於ける自らの経済的地位を正しく理解することが必要である。資本主義社会で、自分達の真の姿がブルジョアジーの経済的隷属でしかないこと、そして資本制的生産様式はこのようなプロレタリアートの経済的地位

ではないのかと言つた根拠のないまちがつた偏見が、わがプロレタリアートの中に於ても多いからである。(もつとも労働者が革命家を志願することに對してさえそのような偏見はあるのだが)

私の逮捕に際しては、ブルジョアマスコミは、元自衛官が共産同RGの一員であること、それ自身が重大な犯罪行為であるかの如く騒ぎ立てた。これは一体何を意味しているのか。ブルジョアマスコミの叫びとは他でもなくブルジョアジーの叫びである。つまりブルジョアジーは、元自衛官をして何よりも現役の自衛官が革命を志向し、革命党に参加したり結合したりすることに對して、死ぬほど恐れており、断じてがまんのできない事柄なのである。ブルジョアジーの忠実な飼犬であるべき自衛官が、プロレタリアートという、己れの「下男、下女」共に合流しブルジョアジーに反乱を企てることなど、断じて容認できないというわけである。だから、このブルジョアマスコミの叫びは、単に元自衛官である私に對する報復のためばかりでなく、私の歩んだ斯乎正しい道が、今後に於いて革命的意識をもつ自衛官や元自衛官の革命的な生き方のひとつの規範となることを阻止するために、けん制と喝喝を加える意味をもつてのことである。反戦運動や、民主的な反軍運動ぐらいなら、またなんとかがまんもできるが、革命戦争派を公言するRG派への参加を許容することは国家の死活問題であるというわけである。たしかに国家権力の軍事的支柱である軍隊が、プロレタリアートの掌中で動かされる程に革命運動が発展するならば、それは既にブルジョアジーの階級支配が終つたことを意味する。だがわれわれは、そのような空想にふけることはできない。われわれの軍隊内に対する働きかけは、まだ無に等しい状態であり、この現実から出発し着実に前進していかねばならない。われわれは、ブルジョア軍隊をわれわれの事業の利益

のために革命的に利用していくばかりでなく、隊内に、われわれの同志や協力者を発見していくこと、又、積極的な共産主義的煽動を通して、同志や協力者を獲得していかねばならないと考えているのである。そして、それは充分可能であり、充分根拠のあることである。われわれの軍隊の分野での宣伝や煽動を行う場合もはつきり確認しておかねばならないことは、スターリン主義諸党派や反スタマルクス主義諸党派のどの党派も、真にマルクス・レーニン主義的の意味での政治宣伝や政治煽動をやつていないということである。或いは、やられてこなかったということである。だから、われわれは、この分野に於いても、スターリン主義、及び、反スタマルクス主義の害悪と闘い、革命的マルクス・レーニン主義を復権し、秘密活動に習熟し、軍隊に対する共産主義的働きかけを強化してゆかねばならない。

自衛隊は、今日の日本の社会では、警察と共に「社会の上におかれ、社会から自分を疎外してゆく武装した人間の特殊な部隊」であり、すなわち軍隊である。自衛隊は日本ブルジョアジーの軍隊であり、それは、プロレタリアートの階級闘争に敵対し、抑圧することを任務として創設されたのであり、それ以外ではあり得なかつた。自衛隊が、日本ブルジョアジーの軍隊、としての性格、日本ブルジョアジーのよう兵軍隊としての性格は、自衛隊が、憲法によつて、国軍としての法的地位を得た軍隊ではないという点に、つまり、憲法上は非合法の軍隊である、という点によく示されているのである。勿論、ブルジョアジーが、憲法を改正し、自衛隊を国軍に改称しようと、ブルジョアジーの軍隊としての性格はいささかも変わるものではない。たとえば、現日本国憲法の平和主義と民主主義の精神をあざ笑うかの如く存在する「自衛隊法」の全文には、プロレタリア

「韓国軍をはじめとするASEAN各国政権とその軍隊の性格を見よ」。ちなみにブルジョア軍隊は、その経済的側面からみれば、基本的に傭兵軍隊である。すなわち国家としてのブルジョアジーが兵士になるべき労働力を雇い入れ、それをもつてブルジョアジーの傭兵軍を組織しているのである。この本質は、兵制度の形態の相異によつても変わるものではない。ところで傭兵とは、給料を与えて雇う兵のことである。

自衛隊は、世界のブルジョア軍隊の中でも、最も典型的な傭兵軍隊である。一般に、ブルジョア軍隊の兵制度は、憲法上での軍隊の法的地位の明確な位置付けと共に、更に憲法上での国民の義務としての、兵役義務に基づく徴兵制を基礎として成り立っているのである。つまり軍隊は、兵役義務に基づく国民軍としての形態をとっているのである。しかしながら、その軍隊がブルジョアジーの階級軍隊であること、ブルジョアジーの指導と指揮によつて行動するブルジョアジーの階級軍隊であることの本質はなんら変わるものではない。ところが自衛隊の場合は、憲法上での国軍としての地位が確保されていないばかりか、当然国民の兵役の義務もない。従つて、自衛隊という、武装した人間の集団を構成する人間を国権に於て、徴発することはできない。(旧・大日本帝国憲法下では「赤紙」一枚で兵を徴発できたのとは大いに異なる)だがブルジョア社会のブルジョア民主共和制に於いては、札束で代議士(国会議員等)の地位を買ふことができるように、兵士を札束で徴発することは全く可能なのである。自衛隊の兵制度は徴兵制ではないという意味で「志願制度」といわれている。この志願制度は、兵士を雇い入れる国家(すなわちブルジョアジー)の側にとつては、公募(自由な雇用兵制度)なのである。にもかかわらず、応募する兵士(候補)の側にとつても、

「ト」に敵対するブルジョアジーの階級的意志に満ちている。又、全自衛隊に対する教育に於て、目的意識的に、反動的な精神教育、ブルジョアイデオロギーの注入、反プロレタリア的な行動様式の徹底……等によるブルジョアジーの生きた兵器となるように仕込まれている。更に、あらゆるブルジョア団体や反動的政治団体等とその活動を媒介としたブルジョアジーと自衛隊(とりわけ将校)との結びつきにより、ブルジョアジーは、自己の軍隊に自己の階級的意志を注入し、盛りたてている。他方、自衛隊の側は、自分たちは、ブルジョアジーの軍隊としてどんなことがあるかと、ブルジョアジーの負託に應えるから、一層、可愛がつて欲しいと哀願し御主人(飼主)に尾ばをふつていよう。ところで現在のブルジョア独裁国家日本に於いて、強大な常備軍を必要とし、それを雇傭する経済力をもっているのはブルジョアジーのみである。ここに、ブルジョア軍隊の存在根拠があるのである。とくに、既に、とつづく昔に、帝国主義として復活している日本資本主義とその担い手の日本ブルジョアジーは国内に於いて、益々強大化しつつあるプロレタリアートを抑圧する必要が急展しているばかりでなく、国外に於いても、そのどんな野獣の如き強欲を満すため、つまり、収奪と搾取をほしいままにするため、「当地の政治的、軍事的安定化」と称する当該国のプロレタリアートを、人民を抑圧し、強盗的な搾取条件の下にプロレタリアートをしばりつけておく必要が一層増大している。そしてブルジョアジーは、この必要を自己の経済的支配力により、傭兵軍隊を組織することにより(或いは既存の軍隊の買収により)解決するのである。最近の帝国主義のやり方は、本国に於いては、自国の国民によつて傭兵軍を組織し、外地にあつては、当該地の民族的な軍隊を買収し帝国主義の道具とするやり方である。(たとえば、朴政権

自由意志にもとづいて、応募、すなわち自衛隊に入隊することを志願したことにはかわりないのである。雇い入れるブルジョアジーにとつては、兵士になるべき人員を雇い入れるのはあくまでも、ブルジョアジーの政治的理由、目的によるものであり、決して、応募する側の事情によるものではない。ましてや失業対策事業や職業訓練事業がその目的ではない。つまり、ブルジョアジーは、兵士、或いは軍人となるべき要員を公募し、雇い入れるのであり、ブルジョアジーの階級的意志に基いて行動するブルジョア軍隊の要員として雇い入れるのであり、従つて、雇い入れるブルジョアジーにとつての「志願」とは、ブルジョアジーの政治綱領及び軍事綱領とそれに基づいて組織された軍隊への志願ということになるのである。現に「志願者」の雇い主たるブルジョアジーへの儀式として、自衛隊法により、宣誓式が行なわれている。

ところで、ブルジョアジーは札束で兵を徴発するとしても一体どこからその兵士の要員を得てくるのか。逆に言えば俸給(生活資料)と引き替えにブルジョアジーの軍隊に自分を身売りせねばならない人間がなぜ存在しているのかということである。いかなる資本主義国家の軍隊も次の事情が認められているのである。それは、「……以上で述べたことから、奴隷が許されていない自由国では、もつとも確実な富は、勤勉な貧民の多いことだ、ということになる。彼らは、陸海軍のための無尽蔵の供給源であるだけでなく、彼らなくしては何らの享樂もなく、どの国の生産物も利用されえないだろう……」(資本論マルクスの引用文より)という事情である。ところで、この陸海軍の無尽蔵の供給源たる勤勉な貧民は、資本制生産様式によつて、蓄積過程そのものの機構によつて、資本とともに「労働貧民」の数を増水させるといふことである。又資本主義社

会では、労働者階級は資本の生きた附属物をなしているのだが、それは、つねに過剰に存在しいつでも、資本家及び資本家階級が必要な労働力を手に入れることができるのである。なぜなら「資本制生産様式の大きな長所は賃労働者を賃労働者として絶えず再生産するばかりでなく、資本の蓄積に比例してつねに賃労働者の相対的過剰人口を生産するという点にある。」からである。まさに、今日、ブルジョアジーは自らが支配しているところの労働者階級を自らの致富のための手段とするだけではなく、労働者階級のブルジョアジーに対する、反抗や反乱を鎮圧し、抑圧し、搾取条件にしばりつけておくことを目的とするブルジョアジーの軍隊の兵士の供給源とさえしているのである。だがここにはブルジョアジーの生命と取り言える危険性ははらんでいるのだ。

今日の自衛隊が（そればかりか一般にブルジョア軍隊が）、雇用制を採用し得るのは、すなわち、ブルジョアジーの汚なく醜い目的を持つ軍隊に入隊することを生活の糧とする人間が存在するのは、この資本主義社会が生産手段、生活手段を独立するブルジョアジーに、なんらの生産手段を持たない人々（プロレタリアート）が経済的に服従していることによつて成り立っている社会であるからに他かならない。つまり、この社会に於いては、生産手段をもたない者が生きるには、ブルジョア、もしくはブルジョアジーに雇ってもらうしかない。これがブルジョア軍隊・傭兵軍の基礎にあるのである。例えば、六月二日のブルジョアジーの政治家福田と陸海空三自衛隊の最高幹部の昼食会に於いて、この「制服」らは、ブルジョアジーに、つまり福田タケオに「不況のおかげで隊員の募集はうまくいっている」と喜々として報告している。又「（自衛官）の五十歳定年では、子供の教育や退職後の生活に支障があるので何とかしてほし

い」などと待遇改善を己れの主人に哀願している。これら当事者の発言は自衛隊の傭兵軍としての性格を暴露しているのである。又このことは、自衛隊員の出身階級を見れば重ねて明らかになる。自衛隊員の出身階級・階層の大半が農民の子弟であり、次に都会の小ブルジョアの子弟である。つまり、ブルジョアジーの搾取と収奪により、自分の子弟を農民として、小ブルとして再生産する力を奪われ、ついに失った農民と都市の小ブルジョアの子弟にとつて、賃労働者として生きるしか資本主義社会での生きる術はないのであり、彼らは、一方では、ブルジョアジーの賃労働者となり、他方では、ブルジョアジーの雇い兵となるのである。

われわれは生産手段をもたないものが生産手段の独占者に隷属し生産手段の独占者であるブルジョアジーの富を増殖する限りで生きることを許されるというような社会、又生産手段をもたぬが故に、ブルジョアジーの雇い兵となることによつて生活資料を得ることを余儀なくさせている社会を変革するためにこそ、闘わねばならないのであり、闘うことができるのである。

私は、このような思想を今後一層、確固たる思想に打ち固め、不本意ながら、ブルジョアジーの雇い兵となつて兵士たちに、思想的働きかけを行なつていく。他方、ブルジョアジーの軍隊の粉砕とブルジョアジーの武装解除のため、プロレタリアートの独裁権力の樹立の不可欠の条件として、プロレタリアートの軍隊建設、プロレタリアートの武装、及び、革命戦争の必要性を、プロレタリアート自身に訴えていく。

共産主義者同盟（R.G.）の更なる前進を。

一九七七年六月二日

以上

連載 (二) 政治警察の尾行等に関する報告

西崎 三重子

①一九七六年の四月末頃、ある同志が政治警察に尾行されたということを知っていたので、私も注意していたのですが、帰宅時に会社の出入口の道路の向う側に二日間続けて車が止つており、「おかしいな」と思いつつもその車がちがったものであったこともあり、（人物まで確認できなかった）「たぶん関係ないだろう」と考えていました。しかしその次の日の朝、下宿を出て散歩あるいたところでドジな政治警察を発見したわけです。私の下宿の前の細い道路の十メートル先ほどの曲がり角の右側に一人の男が私の方をのぞいており、私に気付いたらしく、あわてて曲り角の右側から左側の方に移つたわけです。私は「ほほ間違いない」と思い、角を右折する時にそれとなく左側を注意したところ、そこに二人の男がいたわけです。私はそのまま電車にのり、いつものように電車から降りて会社に向つたのですが、交差点（環七のような広い道路）の信号が赤になりそうになつたので急いで渡ろうとしたところ、ドジな政治警察のつれがうしろからあわてて走つて来るのが見えたわけです。

このように私は、政治警察を確認したのですが、私は政治警察に包囲されたまま活動を続けることができない事情があり、またすぐに会社をやめ、下宿を引き払うこともできない事情があつたので、それ以後約三カ月間政治警察と一緒に、会社と下宿の間を往復することになりました。それでこの日から、私の任務に「政治警察のやり方」を調査することが付け加わつたわけであり、以下それを報告

していくことにします。

②私はまず、私がすでに政治警察を発見していることをさとられないよう出来る限り普通に振舞うようにするとともに、政治警察の包囲から脱出して新しい条件に移つたあとのこと、また脱出する時のこと、それに今の条件のままでも彼らの裏をかく必要がある場合のことを考えて、服装・髪型等は政治警察に発見されたときのイメージを変えないようにし、交通機関、道路は基本的に同じ所を使用し、退社後の同僚とのつきあい、帰宅後の買い物などは一定のパターンを作つてそれを守るようにしました。そしてその上で政治警察を観察することにしたのです。

政治警察のやり方は、私が過去に経験した張り込み、尾行とはかなり違つたものでした。過去に私が経験した政治警察の場合は、人数は二、三人くらいで、メンバーもだいたい決まっていました。しかし今回はメンバーは必ずしも決まっておらず、また帰宅時と出勤時、帰宅後のメンバーは異つたグループがやつていたようです。例えば、最初のドジな政治警察はしばらく出て来なかつたのですが、再びあらわれた時は下宿の出入口の前の道路の最初と反対側からやりのぞいていました。それ以後も時々、いつも朝に出て来ました。その後は顔を知られていない者と組んでやつていました。このドジのつれの政治警察も、朝、帰宅後時々あらわれました。また、過去の場合はメンバーが時にはかわることがあつても政治警察は「それ

らしい服装とか、目付きとか、態度で気をつけておればわかったのですが、今回の場合はまず、一見してわかるということはない。年令は20代はじめから40代まで、髪の毛は短い者から長髪のパーマをかけた者までおり、服装も突に雑多でスーツにネクタイから上・下のジーンズまで（どちらかというと白の無地のワイシャツは少ないようでした）あります。また政治警察は普通持ち物を持たないのですが、（せいぜい新聞くらい、特にフジが好きなのでしょう）時にはショルダーバックや手さげカバンを持つている者もおります。帰宅後や休日の下宿近辺では、ゲタ、ゾリーびきの者さえいます。また張り込み、尾行に關しても前は出勤時は下宿の出入口から確認できるところにいつもおり、帰宅時は駅で待ちふせと決まっております。乗り物を利用する場合、当然のように警察手張を示していません。帰宅後も下宿の近くに車を停めておくと決まっております。また尾行も常にうしろからピタリと「尾行してきますよ」といわんばかりに尾行して来たのですが、今回はかなり巧妙になっており、むしろ電車等を利用する場合もそのつどキップを買っているようでした。

まず出勤時から順に述べていきますと、私の下宿が駅のすぐそばにあつたせい、それとも下宿の出入口を觀察できる部屋でも借りていたのか、ともかく私にさとられないようにということかわかりませんが、私が下宿を出るのを確認することは、例のドジ男の二回しかなく、いつも駅前に張り込んでいました。そして私が駅に入つてホームにあがつても、電車がホームに入つて来、電車へ私が乗り込むころまで彼らはホームにあがつて来ません（小さい駅だったこともあると思いますが）。電車は朝は混雑しているためか、一人は普通私の近くにいます。駅から会社までは一人は道路の向い側（環状七号のように広い道）、一人は後からはなれて尾行して来、その

うち一人は私が会社に入るのを確認しているようです。退社時はもつと複雑になり、まず私が会社から出ていつもの道を歩いていくのを確認して近くから電話を入れている男が一人います。その男は道路の向う側をずっと歩いてきます。途中人通りのあるところで尾行が二人になります。そのうち一人は普通前を歩くのですが、途中横に折れて消えてしまいます。そしてその消えた男が、後か向い側を歩いていた男と一諸に歩いていたり、それぞれ後、向い側と別々に歩いていたりします。むしろ、後、向い側を歩いていた男も途中で消えてしまつたりします。尾行して来た男たちがそのまゝ電車の中も尾行する場合は、朝と同じようにすぐにホームにあがつて来ません。時には尾行して来た男たちと別の男たちが待ちふせしている時もありますが、その場合はすでにホームの中におり、また一人は電車の中にすでに乗り込んでいる場合もありました。（終点の駅なので出発まで待ち時間があるわけですが）電車の中では、背を向けて知らない顔をしてこども近くにいる場合もあります。普通は近くに一人、離れて一人という配置のようです。電車をおりる時は、近くにいた一人が私よりも早く電車から降り、いそいで改札口を出て、隠れてしまいます。そしてもう一人はゆつくり後からついて来るようです。

帰宅後は、買い物に出たりすると、駅の前にいたり、私が店に入つて買い物していると隣りや向い側の店に左右に離れていたりします。また駅へ行く道で出合つたりします。しかし、何度か調べてみたのですが、近くに車を乗りつけているわけではないようです。たぶんポリボックスを利用しているのではないかと思います。近辺の下宿やアパートにも注意してみたのですが、それらしいものは見つからなかつた。政治警察の都合で変化することもあります。だ

いた以上が基本のようでした。

③以上の如く、私に対する張り込み、尾行は出勤、帰宅時間、とりわけ帰宅時間を中心とし、それに帰宅後が若干加わるといった時間等のものでした。まず以前のものと比較して明確なことは秘密活動という点です。基本的に（というのは、二ヶ月目ごろからは若干ルーズになつて来ているからです）は、私にさとられないような尾行張り込みを行っているわけであり、これは旧来のそれと比較して明らかに変化です。そしてその為、またはその上で連携プレーというか二重包囲といった方がよいかわかりませんが、そういう方法がとられているわけです。

例えば、すでに述べたように、私が「どうもそうらしい」と思つてもその者が横道にそれで見えなくなつてしまつたり、電車に乗つていて近くに居るのが私よりも早く降りていなくなつてしまつたり、明確に政治警察だと確定しにくいわけです。これに点張りが組み合わさればもつとわかりにくくなると思います。そして同じことからいえるわけですが、「政治警察らしい」と思つた人物がいなくなつてしまつたことから「政治警察でなかつた」と安心してはならないし、また、このことから当然にいえることだと思ふことは、「尾行されている」ことが分り、「その政治警察の尾行がなくなつた」からといつて尾行をまいたなどと安心してはならないということです。例えば、私が道路で、前と道路の向う側を歩いている男が政治警察であることを発見したのは、前を歩いている男が、私の方ではなく向う側の方をみて、それから横に折れていったので、その男の視線をおつてみたところ、それらしい男が向う側にいたわけであり、また今日は尾行はなしかたと車内を見わたし、もし政治警察がいるとすればこの男くらいだと思つてそれとなく見ていたところ、私の

下車駅の近くになつてその男が向うを見たのでその方向をみるといかにもそれらしい「目つきが悪い男」があつたのをしゃくつて下車の合図をしていたわけですが、だから後からつけられる時も当然その後にもう一人いると考えるべきです。私の場合、基本的に二人ずつでしたが、もつと多人数で尾行する場合はもつと巧妙にやると思ひます。私の場合、このような連携プレーで視線を送つたりするのは新顔で、もう一人が指示を与え、かつ目だたないようにしているのです。

従つて政治警察を発見するには、こういった連携プレーに注意する必要があります。必要があるわけですが、やはりこれらしいと思つた場合、事情が許せば顔、姿をよく見ておき、それをおぼえておくことです。再度あらわれた時に確定できます。しかし政治警察もサングラスをかけたり、上着をぬいだり、仲間どうしで交換したりしてイメージチェンジしてあらわれたりしますから、注意深く見ておくことが必要です。

その他、政治警察を発見する方法は、人通りのあまりない道を少し長い距離歩くのもやはりひとつの方法だと思ひます。私の場合でも電車をおりてそのままずっと尾行してくるなどということもあつたわけですから、そういった場合は尾行されていることが分かります。ただし、ずっとつけて来る人間がいなければ尾行されていないと考へてはならないし、それに車で尾行する場合もあるのだから、この方法は通勤時というよりも他の時に一度電車などの交通機関を利用して、その上でつけられていないかどうか確認する場合に有効だと思ひます。

交差点でいつもならまっすぐ横断歩道を渡るところを横断歩道を渡らずに横に曲ると向う側の道路を歩いていた男が赤の信号にひっつかかってあわてているのを見ることができるとか、電車の入口に立っている人がこんでいるため出口を作るためいったんホームに降りたりするとあわてふためいて座席を立つて来、そのくせ私を発見して下車しないとかいうのを見ることができず。又、大きなスーパーマーケットに買い物時間で混雑した中に入り、入口の方を見ていると飛び込んでくる男がいたり、という具合です。

④その他私の周辺調査ですが、会社ではくわしく調べ、また会社側を全面的に協力させています。私の前の会社も調べ、その時の保証人の会社にも当たっています。もちろんその保証人自身には何も話さず、会社側には話さないよう口止めをしています。私自身の会社でも、政治警察のことを知っているのは課長クラスまでのようで、もちろん職場の同僚へのきき込みはやっていません。もちろん、電話は内線、赤電話両方とも盗聴されているようでした。また、下宿の大家に対しても何も知らせていないようでした。

私が同僚と帰宅時に喫茶店に入った場合、政治警察は外から出入口を観察できる場合は入って来ないこともあるのですが、一人で入って来たり、二、三人で入って来て食事をつたりすることもあります。一人だけで入って来た時には、私の場合は必ず電話を入れていました。そして喫茶店内の座席はすうすうしく私の向い側のすく向うに席をかまえたりします。

そして写真をとる場合ですが、私の場合、書店に入った時尾行して、また一人が腹に固定した布でおおった小型カメラを持って近づいて来ました。私はそれを避けたつもりで外へ出たら尾行して来た男たちと別の者が向い側のかげから普通の大きさのカメラをかまえ

ており、撮ったようでした。たぶんこのころは、政治警察も私が政治警察に気づいていることを知ったのではないかと思います。私が尾行に気づいてから二カ月くらいたったころだと思えます。そういえば、私が同僚と喫茶店に入って政治警察が一人、私の向こうに席をとっていた時、私の本名で電話の呼び出しがありました。

⑤以上が私の調査した政治警察のやり方です。私の場合、政治警察のドジに助けられて彼らが発見することができたのですが、政治警察は我々の組織解体に全力をあげていたわけですから、重要人物に對してはもつと優秀なメンバーを多人数投入して、もつと綿密、巧妙に張り込み、尾行等を行っていたと思います。

我々はこうした政治警察の攻撃を掌握しつくすことが必要です。私の経験の枠内でいえば、我々は政治警察のやり方をとらえてしまえば我々は充分に彼らの裏をかいてあざむき、彼らの網の目をくぐり抜けて結びつくこと、活動することが可能であると思います。我々は今回の教訓から学びつくし、もつと秘密活動に習熟しなければなりません。

それはかならず我々の革命的事業をさらに発展させ、勝利へと導くものであると確信しています。

共産主義者同盟(RG)の前進あるのみ!

一九七七年 八月

われわれと連絡をとる方法・注意についての読者との通信

△読者からの手紙▽

われわれは、未だ組織的にも思想的にも未熟であり、学習サークルの域を脱し切れずにいるものです。

しかし、『赤報』『RG救対ニュース』を参考にすることによって、労働者階級の経済的隷従からの解放が大目的であること、また革命的マルクス・レーニン主義の現代的復権と国際非合法党建設について自らが組織されねばならないこと、政治警察との闘争を根底におくことなど、多くのものを学んでいます。

われわれは、第二次ブンド→12・18ブンド、そして連赤総括を軸に、更に深化し、経済主義・社会排外主義との分岐を鮮明にし、闘っていかねばならないと考えています。

とりわけ、文書活動による、中央集権主義思想を獲得することは重要で、シンパではあるが、今後更に緊密に連絡を密にして、この闘いに習熟していこうと考えます。

△編集委員会の返信▽

……もちろん連絡を密にすることに賛成します。さしあたり、あなた方からの通信を、大都市(というのには、消印の問題があり、中継者とあなた方を防衛することを目的として)の中継者を經由したものにされるよう、提案します。

われわれと連絡をとる方法、注意については、『ニュース』等を

利用して、多くの人々に知らせることができないものかどうか、やってみましょう。

われわれは文書による党活動への移行を提起しているわけですが、文書である以上、開封や押収の可能性を常に考慮に入れておく必要があります。政治警察の攻撃を無害なものにしてゆく創意工夫が必要であり、押収等されても無害なものとするべきものを、少くともはつきりしておく必要があると思います。

押収等される可能性のある通信で、運動の事情等を述べる場合には、公開されている党文献(マルクス・レーニンの古典も含む)を利用して、綱領、組織、戦術上の諸命題に「抽象」化するなどして述べ、討論していくことが必要であると思います。

『RG救対ニュース』No.1では、「機関紙の定期的刊行を軸とした文書による党活動」を提起したわけですが、ことに通信を手段にして、「指導の中央集権化と党に対する責任の地方分散化」という中央集権主義の組織原則の実現をはかるとなれば、規則的に発行される全国的政治新聞がないことの限界は痛切です。もちろん、われわれには「われわれ自身の郵便組織」(レーニン)が必要ですし、われわれの綱領的基盤を確固として打ち固めることなしには、ほんとうの全国的政治新聞を樹立することは出来ないと考えているわけです。

『ニュース』『赤報』についての意見、批判等をお寄せ下さい。(尚、今回は、文書保管所等われわれが以前から述べてきたことについては触れませんでした。)

一九七七年×月

「赤報」総目次（第一号～第二二号）

第一号（一九七一年一月十五日）

- 解党主義（八木沢一派）と組織日和見主義（旧左派）を粉碎せよ！
- 解党主義者八木沢一派を除名

- 脱走した旧左派（神奈川県委）グループ中央委員の除名決議
- 共産主義者同盟（RG）への党名変更について
- 『戦旗』（中央戦旗社発行）の改題について
- スターリン主義打倒、反スタマルクス主義止揚、革命的マルクス・レーニン主義復権の旗を更に高く掲げ、国際非合法党を建設せよ（我々の立脚点と世界革命戦争）

第二号（一九七二年三月二十五日）

- 当面する革命戦争の更なる前進のために（非合法党建設の第二段階について）
- 革命戦争をめぐる二つの道、我々と連合赤軍との対立点（旧神奈川左派の非合法党からの脱走の政治的意義）
- 民主主義派に転落した八木沢一派を批判する

第三号（一九七二年五月十五日）

- 連合赤軍の闘争に対する我々の態度―その一―
- 連合赤軍の闘争に対する我々の態度―その二―
- 塩見孝也「今回の問題について」の批判
- 連合赤軍の闘争と資本家階級、諸党派、知識人の対応（上）
- 獄中からの報告（足田慎介）

第四号（一九七二年六月十五日）

- 連合赤軍の党的破産と国際非合法党建設の道（上）
- プルードン主義に転落したうえのくん（上）
- 連合赤軍の闘争と資本家階級、諸党派、知識人の対応（下）
- P.F.I.P.国際義勇軍のテルアビブ空港奇襲作戦に関する声明

第五号（一九七二年七月二十五日）

- 革命戦争の旗をおろした八木君の似非レーニン主義について
- RGを清算し銃撃戦に敵対するのは誰か―烽火派批判―
- 国際非合法党建設の前進のために（一）
- スターリンの「資本主義批判」の批判―
- プルードン主義に転落したうえのくん（下）

第六号（一九七二年十一月二十五日）

- プロレタリア独裁の旗を守り、断固革命戦争の道をすすもう
- 烽火一派の最小限綱領について
- 価値関係と資本関係について―火花―一四号栗木論文批判―
- 政治警察の反革命攻撃の性格
- 獄中の一同志の報告
- 「読者からの手紙に対する回答―戦術・組織問題について
- 「黒い九月」の闘争に対する支持声明

第七号（一九七二年十二月一日）

- 日共の人民民主主義路線を粉碎し革命闘争をおしすすめよう（民主主義にたいするマルクス・レーニン主義の原則的態度について）

第八号（一九七三年二月一日）

- 連合赤軍に対する日共革命左派の態度―渡辺君の総括批判―
- 『新左翼』二二九号の赤軍派新谷君の通信への反批判
- 洗い直すべきは「攻撃型階級闘争論」そのものである―

第一二号（一九七三年八月一日）

- 日向派批判
- 革マル派組織論批判（中）
- 旧神奈川左派グループの「獄中の友への手紙」に対する態度
- 「叛爆取」におけるミットの会の報告に対する抗議声明
- 「六・一七反弾圧集会」へのアピール

第九号（一九七三年三月二十五日）

- 革命戦争派の組織問題（上）
- 烽火一派の組織に関する根本思想の批判
- さすがに兄弟の血は争えない―純粹民主主義のお喋りの一大洪水―いわゆる8・25共闘諸派について
- 連合赤軍に対する日共革命左派の態度（下）

第一三号（一九七三年九月二十五日）

- スターリン主義に屈服した革共同革マル派の戦術の批判（上）
- 同志竹谷との通信
- 意見陳述―竹谷俊一―
- 七・二〇日航機H・J闘争とアラブ赤軍に対する我々の態度

第一〇号（一九七三年五月五日）

- 革命戦争派の組織問題（中）
- 赤軍派の分派闘争に対する我々の態度（上）
- 「塩見孝也論議」の批判―
- 日本共産党の戦術（民主連合政府論）と反日共諸派の戦術の批判（上）

第一四号（一九七三年十一月二〇日）

- 誤った「史的唯物論」による『資本論』の歪曲を批判する（上）―川島君の批判への回答―
- スターリン主義に屈服した革共同革マル派の戦術の批判（中）

第一〇号（一九七三年五月五日）

- 日本共産党の戦術（民主連合政府論）と反日共諸派の戦術の批判（下）
- 革マル派組織論批判（上）

第一五号（一九七四年二月五日）

- 誤った「史的唯物論」による『資本論』の歪曲を批判する（中）
- 革命戦争派の組織問題（下）
- 二二・一八「上赤塚文芸襲撃闘争三周年」政治集会へのアピール

第一二号（一九七三年七月一日）

- 革命戦争派の組織問題（下）
- 赤軍派の分派闘争に対する我々の態度（下）

第一六号（一九七四年四月二〇日）

○誤った「史的唯物論」による『資本論』の歪曲を批判する

（中二・下）

○スターリン主義に屈服した革共同革マル派の戦術の批判（下）

第一七号（一九七四年八月一日）

○革マル派組織論批判

○意見陳述―竹谷俊一―

第一八号（一九七五年一月二五日）

○革命戦争派の真の統一を妨げる者は誰か

―旧神奈川左派のデマと革命戦争統一戦線の主張について

○塩見君のデマと中傷について

○革命左派の路線転換について

第一九号（一九七五年五月一〇日）

○革共同両派の党派闘争に対する我々の態度

○獄中からの報告―浜田則男―

○再び旧神奈川「左派」のデマと中傷について

第二〇号（一九七五年二月一〇日）

○最近の党派再編に対する我々の態度

―旧再建革命左派と二つのパンフに対する見解を発表する

にあたって―

○朝鮮問題に対する我々の態度（上）

第二一号（一九七七年八月一〇日）

○国際非合法党建設を勝利させよう！

○日本の警察の特徴とその情報収集活動

○マルクスの蓄積論の復権と宇野理論の批判（上）

○マルクス・エンゲルス・レーニンの国家と法に対する学説

（上）

○RG被告団結成アピール

第二二号（二月下旬発行）

○狭山差別裁判糾弾闘争と革命的プロレタリアートの任務

○日本赤軍、東アジア反日武装戦線に対するわれわれの見解

○マルクスの蓄積論の復権と宇野理論の批判（下）

○『赤報』定期購読の要請

△ 編集後記 V

我々は、日本赤軍のハイジャック闘争に対する報復攻撃として警視庁が行った、救援連絡センター、人民新聞社などに対する不当捜索に抗議する。我々は、西ドイツ赤軍に対する国際帝国主義者、社会帝国主義者の凶行を弾劾する。

かまびすしく議論されている日本政府と西ドイツ政府の行動は、帝国主義の侵略、反革命の事実に立脚しているのであり、日本帝国主義は、列強の争闘戦のなかで、アジアで自由にふるまうことを望んでいるのである。

連絡先

横浜市西区高島町二―一四―二

横浜中央郵便局 私書箱 一七号

木せい社

カンバの送り先 第一勧業銀行虎ノ門支店

口座番号 〇四六一―一二六一六二〇

(堀江幹男)

カンバ 五〇〇円